

テュルゴ, コンドルセ, レドレル 公共経済学の基礎
Turgot, Condorcet, Rœderer : les fondements de l'économie publique

ジルベール・ファッカレロ*

Gilbert Faccarello

*以下は一橋大学社会科学古典資料センターの主催により 2008 年 9 月 23 日に開催された講演会の原稿である。テキストは英語で書かれているが、講演は同題のもとでパワーポイントによる資料を用いてフランス語で行われた。ジルベール・ファッカレロ教授はパリ第 2 大学の教授で、経済学史を講じている。なお、同内容のテキストがファッカレロ教授自身が編集委員を務める専門誌『ヨーロッパ経済思想史雑誌』に掲載されている。Gilbert Faccarello, "An 'Exception culturelle'? French Sensationist political economy and the shaping of public economics," *The European Journal of the History of Economic Thought*, Routledge, 13, 1 (March 2006). 寛大にも掲載を許可して戴いた Routledge (Taylor & Francis Group) に感謝する。(訳者)

本論文では、18 世紀後半すなわちルイ 15 世治世末から執政政府期のフランスで政治経済学および「国家財政(public finance)」の分野で最も革新的であったと私が考える一群の思想家のうち数人を取り上げ、彼らが公共経済学分野で発展させたいくつかの考え方を検討する。これらの著者たちは全員が、テュルゴ学派と私が名づける学派に属している。テュルゴ学派とは、フランスの感覚論学派政治経済学〔感覚論に基づいた政治経済学〕そのものであった¹⁾。厳密に言って、確かにテュルゴはロックやコンディヤックが発展させたような感覚論哲学に基礎を置き、これと人間の経済的行動は根本的に私欲を追求するものだという仮設とを結合させた一貫した政治・経済思想を展開しようとしていた。基本的な考え方は後年ケネーによって彫琢されることになるようなボワギルベールの説に立脚して、テュルゴは資本および自由競争という概念に立脚した分析を体系的に行ったのである。さらに価値および価格の理論が、効用、需要、供給という用語を用いて表現されており、国家財政のさまざまな側面を理解するうえで実際のフレームワークになっている。この理論グラウンドを共有したのは、直接の友人たちだけではなくやや後年の追隨者たちにまで及んだ。たとえばマリー＝ジャン＝アントワヌ＝ニコラ・

* 本論文の原稿はもともと北京で 2004 年 8 月 25 日から 29 日まで開かれた公共経済学理論研究会 (Public Economic Theory conference, PET04) にて発表されたものである。以下の方々から有益なご批判を頂いた。アラン・ペロー、ホセ・ルイズ・カルドソ、ロイック・チャールズ、ピエール・クレベル、ドメニカントニオ・ファウスト、ヘインツ・D・カーツ、フィリップ・ネモ、アルノー・オラン、ニコラ・リウコー、フィリップ・シュタイナー、リチャード・スターン、キース・トライブの各氏、および二名の匿名審査員の方々である。

1) Faccarello 1991, 1992, 1988. 本論文は私が過去に書いたこれらの論文で発表した見解を再検討し発展させたものである。本論文が対象とする時期については Seligman(1894), Stourm(1895), Vignes(1909), Marion(1914-25) が依然としてたいへん有益である。

カリタ・ド・コンドルセが挙げられる。さらにはまたアンドレ・モルレ師、ピエール＝ルイ・レドレル、そして若き日のジャン＝バティスト・セーもであった²⁾。もちろん彼らがテュルゴ説に全面的に同意しているわけではない。しかし、なんらかの意見の相違があるにせよ、彼らはたしかに同一のパースペクティブを共有しており、同じひとつの方向で公共経済学を展開しているのである³⁾。

以下では、彼らの考え方を公共経済学として理念型的に説明してみよう。第2節では、当時のイギリス古典派経済学者たちとは大きく異なる—ある種当時の「文化的例外」のようなものか?—彼らの基本的な問題の立て方について輪郭を描いてみる⁴⁾。彼らにあっては、歳出と歳入(public expenditure and revenue)にかかわる諸論点はそれぞれ独立に扱われていない。むしろ予算の両側面が深く連関していることが強調され、人間の諸権利と公正についての政治的考察をもとにひとつのアプローチが生み出されているのである。以上をもとにして、第3節と第4節では、公共財(public goods)—国レベルのものでも地域レベルのものでもある—と外部性(externalities)にもとづく歳出の理論が詳しく示される。そして第5節から第8節にかけて、累進課税の正当化に結実することになる課税の理論が紹介される。第6節はある種分析の軸をなす部分であるが、彼らの理論にとって上記のような政治的倫理的条件が必要とされたゆえに、歳入出の適正額が最初に評価されることになる—これには限界収益点(margin)における均衡というものも必要である—ということを示す。第9節は本論文のまとめであり、歳出と課税の変化についてごく簡単な見取り図を時代を追って明らかにする。

第2節 舞台装置—歳出と課税の関連

フランスの行政について書いている多くの文筆家たちの例に漏れず、テュルゴの主要関心のひとつは国家財政の収支であった。もちろん中心になるのは公正(equity)の問題である。効率(efficiency)の問題はそれと密接に関連している。なぜなら、現在の政治的財政的負担をむやみに重くすることを避けるには、徴税をできるかぎり効率的(economical)にすべきだからである。さらに、この点を正しく分析すれば、もうひとつの重要な論点が明らかにならざるをえない。すなわち課税負担の範囲(incidence)である。それだけではない。当時多くの場合、これらの側面はばらばらに検討されず、歳出の問題と結びついていた。課税における公正は、どうす

2) アレクサンドル・ヴァンデルモンドに従うなら (Faccarello 1989, 1993), ジャン＝バティスト・セーは効用を基礎に置いたひとつの論証を普及させた。ここでは彼の初期著作—ユートピアの著作『オルビー』と『政治経済学概論』初版(1895年)—および思想的にたいへん近しかった彼の兄オラス・セーの書いた一論文(1796年)のみが関係している。

3) もちろんこのリストにジャン＝ジョゼフ＝ルイ・グラスランを加えてもよいかもしれない。テュルゴはグラスランの1767年の著書『富および租税についての分析』を興味深いと考えていたし、実際にグラスランの分析の一部は感覚論学派経済学の考え方と近い。ただしグラスランの理論はたいへん特異なので(Faccarello 2005), 上記の著者たちのみを取り上げることにしたい。同じことは経済学者としてのコンディヤックについて言える。哲学者としてのコンディヤックが根本的な重要性をもっているにせよ、彼の経済学は特異といえる(たとえばOrain 2003を参照)。

4) 「今日なお広く受け入れられている古典派経済学の本質的特徴は、歳出と課税の経済学をそれぞれ別個の問題として検討するということである。応益負担税(benefit tax)が理想とみなされたのではあるが、税収規模は支払い能力と絡めて論じられ、これに歳出側で必要となる一連の要件の全体がかかわるのでなくてはならないとされたのであり、それ故租税の分析も同様の仕方でおこなわれたのである」(Musgrave 1985: 3)。またCreedy 1984: 88も参照。

れば「正しい」仕方で市民に租税負担を配分できるかという問題であるだけではなかった。課税の正当化を行い課税の目的を明らかにすること—すなわち政府の財政支出がなぜ行われるかを証明すること—なくして、公正か否かの決定はできなかったのである。したがって歳入と歳出という両者は密接に結びついていると考えられていた。

もちろんこの点に注目したのはテュルゴが最初ではない。たとえばモンテスキューは『法の精神』第13巻で課税を論じているし、一般論として論じているにすぎないにせよ歳入出の関連に注目するよう読者を促している。モンテスキューが力説するところによれば、国家の収入とは、市民それぞれが自身の安全を守るために譲渡した財産部分なのであり、これによって市民は残りの財産(wealth)を平和裏に享受できるはずなのである。したがって政府の必須課題は、どれだけの割合で財産を譲渡してもらうのが適切か明らかにすることである。それは単に、国家が金銭を得ようとする理由は実際の必要を満たすためであって「想像上の必要」に融資するためではない、というだけではない。たとえば、くだらない栄光を求めるために用いてはならないということであり、「虚栄」に発する必要など実際には権力者の野心や気まぐれの帰結なのである。歳入は国民(people)がいくらを払えるかという観点から決定されるべきではなく、いくら払わなくてはいけないかに応じて確定されるべきなのである⁵⁾。『法の精神』第13書ではかつての長い伝統のある議論がふたたび取り上げられ、課税の形式および金額はいかなる政治体制のもとにあるかによって決まるということが示された。とはいえ、これらの見解の多くはいくらか迂遠な仕方で表明されている。いずれにせよそれはまったく異なる歴史的な文脈のもとで変貌を遂げ、発展していくことになった。フランス感覚論学派政治経済学者たちが引き受けたのはこういう課題だった。

2.1 近代国家における歳出と財政

彼らの分析の出発点は社会組織とは何であるか明確にすることである。なぜならそれをもとにして政治的権威および国家が生まれるからである。政治組織は人間の自然的な諸権利を抽象的で法律的なやり方で保護保全するだけではいけない。その実現も保証すべきなのである、とされる。ここでいう人間の諸権利—自由、安全、所有—とは感覚論が前提にしているものの考え方から演繹されるものだ。そして有益な政治制度とはいかなるものかということに関するかぎり、ここで論じている著者たちのほぼ全員が、ルソーの主権論と一般意思論が根本的に重要であると考えている—彼ら全員がそうした言葉を使うわけではないにせよ。この点はここでこれ以上論じることができないが、えてして見過ごされがちであるので、明記しておくべきである⁶⁾。

テュルゴは—この学派の他の人々と同じく—ルソーについてほとんど何も書いていない。ただしルソーとヒュームが喧嘩していたときに書かれた彼のデイヴィッド・ヒューム宛の書簡のなかに彼の見解はみつかるし、とりわけ1767年3月25日付の手紙では詳細に述べられている。テュルゴはルソーと個人的な面識はなかったが⁷⁾、多くのフィロゾフたちとは違って一貫して彼を支援したし、著作に対する賞賛も惜しまなかった。もちろん当時の多くの人々と同じく、

5) 『百科全書』の項目「租税」でルイ・ド・ジョクールがモンテスキュー説を祖述している(1765年)。

6) 重農学派とルソーとの関連について同様に論じているものとして Charles and Steiner (1999)を参照。

7) 両者が会ったのは一度きりにすぎない。場所はドルバック男爵のサロン、『不平等起源論』執筆・出版の頃であった(テュルゴのヒューム宛1767年3月25日付書簡 Turgot 1913-23, II: 659)。

1751年の『学問芸術論』は認めなかったし、ルソーの考え方には多くの「矛盾」があるとも指摘していた。彼の説によれば、ルソーはそもそもの「矛盾した考え」を擁護しようとするあまり頓挫せざるをえなかったのである。テュルゴはルソーのキリスト教信仰にも疑いを抱いており、よく言われるのとは違って『新エロイズ』を好んでもいなかった⁸⁾。しかし『エミール』や『社会契約論』については高く評価していた⁹⁾。彼はヒュームにこう書いている。

あなたとは違って、私はそれら〔ルソーの著作〕が人類の利益にとって有害だとは考えていません。それどころか、彼〔ルソー〕は道徳と人間性に最もよく奉仕している著者たちのひとりだと考えています。この論点について一般に広まっている考え方が違うからと言って彼を非難するのではなく、それどころか私は、彼があまりにも多くの偏見を尊重していると思います。しかし人類を平等、正義、幸福へ近づけていこうという彼の目的に到達しようとするれば、彼が切り開いた道に従っていかなければなりません (Turgot 1913-23, 11: 659-60)。

さらに次のようにも述べている (ibid.: 660)。

では『社会契約論』はまったく価値のないものだろうか。しかし、この本では主権者と政府が明確に分けられており、この区別によってまことに啓発的な真理が明らかになっている。私の考えではこれによって、政府の形態がいかなるものであっても人民の主権は奪うことができないという観念が永遠に解決されるのである。

このゆえにまた彼〔テュルゴ〕は、政治権力の特徴を言い表すのに合法的専制とか後見的権威 (autorité tutélaire) といった重農学派の語法を用いるのを好まなかったのである¹⁰⁾。—そしてモルレはさらに批判的であった。

ルソーの名前はコンドルセの『人間精神進歩史』の第9期を論じた箇所でも大いに称賛されている (Condorcet 1795: 377)。実際、選挙制度とか今日言われるところの「社会的選択」といったものを論じたコンドルセの著作は、読みようによっては、ルソーの一般意志の考え方を言い表し、明確化しているものとも考えられる¹¹⁾。

テュルゴはこうした考え方にならって自身の公的出費 (public expense) と歳入という観念を

8) 彼はデュボン宛 1773 年 10 月 24 日付書簡において「ジュリとかいうあの学者気取りの女」への文句を記している (Turgot 1913-23, III: 628)。

9) 『百科全書』の項目「政治経済学」でルソーは次のように書いている。「法がもつ力は、それを司る人が厳格か否かというよりも、それ自身が叡智に満ちているかにかかっている。そして、公共意志がたいへん大きな影響力をもつのは、それを命ずる理性によるものである。だからプラトンは、法令の冒頭にそれが正義と効用を備えていることを示す合理的な前文をつねに付けることを、たいへん重要な注意事項であるとしたのである」(Rousseau 1755: 11)。これはまさしくテュルゴが有名な 1774-76 年の勅令でおこなったことであった。

10) 彼のピエール＝サミュエル・デュボン宛 1771 年 5 月 10 日付、1774 年 3 月 14 日付、1774 年 3 月 25 日付の手紙を参照 (Turgot 1913-23, III: 486, 662, 663)。「tutélaire [後見人] とか protectrice [庇護者] という言葉は適切でなく、まるで異端の教説のようで、自由な耳の持ち主には聞き苦しいものです。……後見人がいるなら未成年者がいるわけだし、庇護者がいるなら庇護されている人がいるわけです。……一方が他方に服従する関係です。……しかし、実際の関係は本人と代理人の関係なのです。」(ibid., III: 663)。合法的専制という考え方は「経済学者〔重農学派の人々〕たちの著作の汚点となっていますが、ランゲの著作でのみ読まれてしかるべきものです」(ibid., III: 486-7)。

11) Baker 1975 の第 4 章を参照。また Grofman and Scott 1988 やその結果起こった Young 1988, Estlund et al. 1989, McLean and Hewitt 1994 の論争を参照。

展開している。課税について彼が分析するときには、市民の自由と所有権が尊重され、「万人の幸福」の実現が政府の究極目的であるような（Turgot 1776b: 183）近代国家のコンテクストでそれを考えようとしていた。だからこそ彼にとって公正の問題と効率の問題は関連しており、どんなかたちであれ強引な取立てや有害な税制度は斥けられるべきである（Turgot 1763, 1777）。彼は次のように問うている。

税とは何か。それは強者によって弱者に課せられる重荷であるのか。そんなふうを考えてしまうと、政府の基礎には征服権しかないという考え方に似てきてしまう。すると君主は社会の共通の敵とされてしまう。最強者はできる限り自身を守ろうとし、最弱者は自身が虐げられるに任せることになってしまう。富者と強者は弱者と貧者に重荷を転嫁し、この特権にうぬぼれていることになってしまう（Turgot 1776b: 183）。

またコンドルセは、政治体制の如何と課税システムとの間には強固な繋がりがあるということも強調している。「課税のあらゆる形態が自由政体にとってふさわしいわけではないし、人間の諸権利を尊重するとき許される措置に適しているわけでもない」（Condorcet 1790b: 436）。彼もまたテュルゴ同様に、政府の目的が「万人の幸福」および市民の自由と所有権の尊重であるとしても、これら両側面は実際には同じことを二つに言い換えたに過ぎないと述べていた。彼は『テュルゴ氏の生涯』の中で、民法体系においては「何一つ恣意的であってはならないし、すべての目的は社会の最大効用などではなく—そんな茫漠とした原理は悪法をのさばらせる原因になるにすぎない—自然的諸権利を享受し続けさせることでなくてはならない」（Condorcet 1786: 186-7）と書いている。自然的諸権利とはすなわち自由、安全、所有のことである。

従って近代国家においては、優れた税体系は諸個人と社会、諸個人と政府を敵対させるものであってはならない。税体系は市民の基本的諸権利を尊重すべきである。そして市民も税が徴収される目的を理解しなくてはいけない。「歳出は万人のために行われる。万人が税負担すべきである」（Turgot 1776b: 183）。

2.2. 「公的支出の制度」

従って、税のこまごました問題を論じるより前に、「万人の利益のために」国家は何をすべきか、—あるいはむしろ国家はどこまですべきか、という問いに取り組む必要がある。感覚論学派の政治経済学者たちはこの問いの重要性に気づいていた。とりわけコンドルセは答えを探し求めた。しかしこの問題そのものをもっとも明確に示したのはレドレルであり、彼が国家財政について書こうと計画していた本の趣意書においてであった¹²⁾。レドレルによれば、これまで国家財政を論じてきた著者たちは、歳入側の問題—税や公債—にしか関心をもたず、歳出側の問題をないがしろにしてきた。たとえ歳出を考慮に入れることがあっても、せいぜい「出費を節約しなくてははいけない」と言う程度だった。しかしこのやり方はまったく適切でなく、万事に当てはまるわけさえないとレドレルは続けている。なぜなら一定程度を超えてまで歳出を削減することはできないからである（Rœderer 1791b: 3）。

レドレルの言う「公的支出の制度」—これは「社会や政体の基盤とたいへん結びついている」

¹²⁾ ここで予告されている本（Rœderer 1791b 参照）が完成することはついになかった。9年後にごく一部分が論文というかたちで出版された（Rœderer 1791c 参照）。これを遡るに10年前にはすでに彼はこの種の概論書を計画していた（Rœderer 1782）。

(ibid.: 2) という一がまず成立すべきである。この知識をもとにして、「よき歳入制度の原理の大部分」ができあがるだろう (ibid.)。こうして原理を作り上げる必要があるのだが、そのやり方は以下に明白に示されることになる。

どのような財産が共有ないし国有でなければならないか。国民が支払わなくてはいけない労働や職務があるとすれば、それはどんなもので、どのような割合で支払うべきか。……あれこれの公的出費が私人の収入にもたらす影響は何か。等々 (ibid.: 3)。

第3節 公共財

国家の責務とは何か。17世紀末にボウギルベールは、国家が市場の経済的行為者に干渉すべきでないし、実質的には国家の行動は警察、裁判、国防という根本課題のほかは最低限にとどめなくてはならない、と主張していた (Faccarello 1986: ch. 4)。この点ではテュルゴは同意見である。確かに国家の第一の責務は「国民の私有財産を維持し外国の攻撃から守るために」公的な威力と軍事力を用いることである (Turgot 1776b: 183)。この結果、彼はリチャード・プライスに宛てた手紙の中でアメリカのさまざまな州で作られた憲法を批判し、「政府が引き受けるべき課題の数を最小限に絞る」必要があると述べている (1778年3月22日付, Turgot 1913-23, V: 535)。こうした考えはすでに彼がマルモンテルのために1759年に書いた「ヴァンサン・ド・グルネに捧げる賛辞」で表明されていた (Turgot 1759: 602-3)。

3.1. 競争関係と排除

とはいえ国家の役割はそれだけではない。国民が私的基準に基づいて自力で一そして国家がおこなうより効率的なやり方で (ibid.) —おこなうことができることについては公的機関 (public authority) がおこなうべきでないが、それにもかかわらず、市場の動きが適切さを欠くたび、すなわち現代の言い方で言う「市場の失敗」が生じるたびに公的機関が介入しなければならない。これらの介入は「万人の利益のために」さまざまな出費がなされることを必然的に伴っている。国家は裁判および国防以外にもいくつかの公共財の生産に資金調達しなければならないし、財産権の範囲を限定することさえしなければならない。

国家財政の対象について彼が与えたたくさんの定義の中ではコンドルセはつねに「公共の繁栄」に言及していたが、そのとき彼が言いたかったのは以上のようなことでもあったのである。彼がたとえば『地方議会の編成と職務についての試論』の中で書いているように、「国防や、市民の平和と安全の維持や、公共の繁栄にとって本当に有益な事業や施設などのために必要な額を超えて課税されるならば、課税は「正当性を失う」 (Condorcet 1788b: 279) ののである。

それにしても国家が出費すべきこれらの「事業および施設」とは何なのか。どんな状況のもとでならそれらを導入すべきなのか。これらの論点についていくつかの興味深い指針が見つかる。

第1の論点は財とは何かということ扱わなくてはならない。テュルゴは、財産権とは使用する権利であるとか濫用する権利であるとする定義はよく見受けられると述べた上で、消費において競争関係があるか否かという問題を記述している。彼の考えでは、「一方には、……すべての人々が同時に、他を害することなく享受できる対象というものがある。他方には食物のように……使用されると破壊されたり、破壊されないにしても一度にひとりしか満足させられない対象もある」 (Turgot 1753-4a: 381)。さらにこうも述べている。「自然のうちにあるすべての対象はこれらの2グループに分類できる」、ないしは、中間的な位置に置くことができる。

「誰もが見ることのできる空から、たったひとりの空腹を満たすことしかできない食物まで、われわれの周りにあるあらゆるものは際限ない多様性があるが、これら両極端のあいだのさまざまな色調を構成している」(ibid.)。

テュルゴはここで排除(exclusion)の基準を明示的には扱っていないが、われわれは次のことに注意しなければならない。すなわち、スペクトラムの両極点のうち第1のもの—空—には価格は付いておらず、その享受から排除される者がいることはありえない。これに対して、第2のもの—食物—はテュルゴによれば、私有財産制および社会の起源においては「最初に手に入れた人」だけが排他的に所有するというやり方が徹底されている財の絶好の例である。このような財は労働を通じてかまたは所有者に対価を支払うことによってのみ獲得できる。この議論がおこなわれているのはテュルゴが書こうとしていた商業、通貨、財産について論じた書物の中においてであり、ここで彼は、市場における需要と供給の自由な運動を通じて価格決定するのが重要であること、自由競争が効率的であること、これらのプロセス全体において私有財産というものが根本的な役割を果たしていることを強調している。

もっとも、これとは対照的に、コンドルセは『地方議会の編成と職務についての試論』の中では排除のためのひとつの基準を明確に述べている。そこでは彼はフリーライダーの問題を取り上げている。彼によれば、正義の原理が厳密に解釈されるなら、全般的効用を満たすために課税によって資金調達される支出は、すべての納税者が納税に同意している場合にしか導入すべきでない。さもなければ一切の対価を払わずにそこから利益を得る人々が出る可能性があるからである。しかし彼が言うにはそうでない場合もある。「それでもなお、この出費を負担しようとは望まない人々がそこから利益を得るのを妨げることができないかあるいはたいへん困難であるときには、全員の意見の一致を見ない場合でさえ、出費の強制が正当であるとみなすことができる」(Condorcet 1788b: 280)。

確かにコンドルセはこの文章で共通の「効用」をもつ支出を挙げるにあたって、公共事業(public works)についての歳出に言及しているだけで、警察、裁判、国防といった根本的責務については語っていない。—おそらくそれは、これらの項目については自明であると考えられたからだろう。それにもかかわらず一般的基準は次のように明示的に示されている。

従って、税を有益な出費に充当するのを正当化するには2つの条件が必要である。まずこれらの支出の効用が証明されることが必要である。そして、出費に同意しない人々に対してもその支出から利益を得ることを妨げることができない場合には、支出に自発的に同意した人々だけが出費を賄うのではないことも必要である (ibid.)。

だからこそコンドルセは『テュルゴ氏の生涯』において、課税によって資金調達されるべき費用として「公共事業」を挙げていたのである。彼が言うには、「社会状態はすべての市民や各都市、各村、各郡の住人たちにとって有益な公共事業を必然的に必要としている」(Condorcet 1786: 185)。実際、こうした事業の主要な例のひとつは、国の基本的インフラストラクチュアに関係している。すなわち各州(province)、各都市、各村が簡単に交流できるようにする河川や水路、そしてとりわけ発達した道路網である。このことは王国内の政治行政組織にとってのみ重要であるわけではない。テュルゴとコンドルセの見解では、これは何にも増して自由貿易政策実現のための必須条件であり、その効率性確保に必要な条件である。とりわけ穀物取引についてこのことは当てはまり、従って農産物価格の均一性と安定性を実現するために必要なものなのである。

ただし2つの問題がここで議論される必要がある。第一の問題は、私人によって道路が敷設

されたり利用されたりする可能性である。そして第二の問題は、支出を決定し、公的機関によって支払をするレベルはどこか—中央か地方か—ということである。

3.2. 私的利権への対抗策

多くの公共財と同様に、道路敷設と／や道路維持のための融資が必ずしも公的支出を伴うものではないということは明らかである。これは私企業によっても利権提供と引き換えに行うことができるからである。通行税(tolls)方式〔péage, 実質的には国内関税のこと〕はその一例であった。しかしアンシャン・レジーム末期までに世論は通行税反対論一色になった。通行税はどう見ても恣意的であり、不正で、取引(trade)にとって有害であるとみなされた。—それらは裏づけのない特権であると考えられたのである。1724年にはこれらの通行税の法的根拠を検討するための委員会が設置された¹³⁾。さらに1738年には財務総監フィリベール・オリエが王立道路敷設のために賦役方式を導入すべきであるという決定を下した。しかし賦役への非難が高まるにつれ、道路や水路の敷設のための解決策として通行税を提案する人も再び現れてきた。1760年代初頭には財務総監アンリ・ベルタンがこれを再検討する計画に着手したとされる。コワイエ師(Coyer 1779)やフェール・ド・ラ・ヌエル(Fer de la Nouerre 1786)のような著者たちが、「ターンパイク・ツール」や「ターンパイク・トラスト」といったイギリスのモデルに従って改善された通行税方式を導入すべきという論陣を張った。とはいえ大多数の著者たちは相変わらず通行税に反対していた(Conchon 2002: chap. X)。

テュルゴもこういう考え方を受け入れなかった。彼は当時土木局長官であったダニエル・トリュデーヌに宛てた手紙の中で、通行税への反対意見を述べているのである。1762年9月7日付のこの手紙は残念ながらおそらく現存していない。しかしヴィニヨン(Vignon 1862: 62)がテュルゴの論証の仕方を要約している。通行税方式は取引にとって煩わしい。そのうえ、投資した資本を取り戻したり収益を得たりできるほど十分な稼ぎを得ることができない。

第1の論証は、物品の自由な流通を妨げるあらゆる種類のものや人に対して感覚論学派の経済学者たちが基本的敵意を抱いていたことに関連している。当然ながらこれはいくつかの経済的理由によるものであった¹⁴⁾。経済を安定させ繁栄をもたらすためには完全な自由貿易(free trade)が必要であった。さらに通行税は一種の間接税とみなされており、そのようなものとして純生産(produit net)に対して害を与えると考えられた。そのうえフランスにおける通行税の歴史が示していたように—これはよくある、重大な苦情であったが—、通行料から利益を得ている人々は、管理を担当しているはずの道路や水路といった部門の整備が杜撰であった。この点で私企業では不十分であることがわかる。おそらくその理由は、経済活動のこの領域では競争がうまく働かないからである。

第2の論証は、農業や自由貿易の履行に必要な種類の道路は大都市を繋ぐ幹線道路だけではなく、コンドルセ(Condorcet 1788b: 408)が力説しているように、各郡各村を結ぶ良質の道路網も必要なのだということに注目すればわかりやすい。こうした道路を敷設することは私企業主にとって収益に繋がるものではないかもしれない。たとえ彼らの設定する通行料金がたい

¹³⁾ おこなわなければいけないことは山ほどあった。委員会はなお数十年にわたって活動した。

¹⁴⁾ ただし政治的な理由もありえた。たとえばコンドルセの意見では、道路はそもそもすべての人の財産なのであって、だれか個人のものではない。これはまさしく人間の諸権利を享受するための必要条件なのである(Condorcet 1788b : 429, 513)。

へん高く、従って経済的損失となるものであったとしても。

3.3. 地方公共財とクラブ

追記すれば、道路敷設が国家によって融資されなければならないにせよ、こういった融資が政府の思うまま中央集権化される必要はない。この種の公共財は地方議会や地方権力—テュルゴの言う市議会 (assemblées municipales), コンドルセの言う地方議会 (assemblées provinciales) —によって最もよく資金調達され、生産される。当然ながら、諸地方が相互に協調し、中央権力と調整するということはあるにしても、である。たとえば国防とは違って、こうしたものは一種の地方公共財なのである。テュルゴはプライスに宛てた手紙の中で、「当地の細々した役割のすべてを実現する地方的な下位の議会を創設し、全体議会の議員たちがその責務を負わざるを得ない状態から解放すること」が必要であると述べている。そうすれば、全体議会の権力は「全般的な対象」にのみ振り向けられるのである (1778年3月22日付, Turgot 1913-23, V: 535-6)¹⁵⁾。

コンドルセとレドレルは、歳出の算入のためのさまざまなレベルを区別する必要—これは必然的に、各種の公共財を全般的なものか地方的なものかで区別することにもなる—についても論じている。この点では2つの興味深い指摘を簡単に挙げることにしよう。

第1の指摘はコンドルセによるものである。さまざまな種類の議会を創設すべきだという彼の主張や、投票プロセスについての彼の考えはよく知られている。しかし『ニューヘイヴンのブルジョワからヴァージニア市民に宛てた手紙』(Condorcet 1788a) や『地方議会の編成と職務についての試論』(Condorcet 1788b) において彼が国全体の水準と地方水準とを問わず予算規模の確定といった問題もまた扱っていたということはしばしば忘れられている—〔彼によれば、〕国家財政もこれらの「全般的な対象」のひとつなのである。自由国民 (free nation) においてこれは政治制度が民主主義的な仕方決定すべきものである。だからといって、公の出費と歳入を決定するこの仕方は、国家がまさしく行うべきことを合理的かつ理論的に確定することを禁じているわけではない。コンドルセによれば、投票プロセスはいくつかの基本的な民主主義的ルールだけを尊重すればよいわけではない。その結果が真理に合致するような仕方、言い換えれば理性によって示唆されるものに合致しているような仕方でも組織されてもいるべきなのである。この点はもちろんルソーの一般意志というものの意味をもっとはっきりと表現するという問題と関連している。問いのこの側面は現代の読者のために強調しておくべきである。なぜならこの側面はおそらくなじみの薄いものであるからだ。キース・ベイカーが正しく指摘しているように¹⁶⁾、コンドルセの意図は、とりわけ彼のもう一冊のよく知られた本『多数決の蓋然性に対する解析学の適用についての試論』(Condorcet 1785) において、政治的な大きな問いを提出することであった。

どのような条件のもとでなら、議会や法廷で多数派が下した決定が、社会の少数派たちをその決定に従わせることを正当化するに十分なほど正しいという蓋然性があると言えるのだろうか。……コンドルセはテュルゴと同じく、政治決定がおこなわれるプロセスを、たくさんの対立党派の中でどれが最強なのかを突き止める手段としてではなく—すなわち単なる意志の表現としてではなく—、真理の集団的発見の方法である

¹⁵⁾ ここにもまたルソーの反響が見られるかもしれない。

¹⁶⁾ Granger 1956, Rashed 1974, Grofman and Feld 1988, Young 1988, 1997 も参照。

と考えていた (Baker 1975: 228)。

もちろん問題なのは何が真実なのかを確定すること、言い換えれば公共経済学のこの点についてどんな「理由」を挙げるべきなのかを明らかにすることである。

第2の提案はレドレルによって提起された。著書『都市の費用について』(Røederer 1797b) —入市税再設への反対を意図したもの—においてレドレルは、都市にかかるさまざまな出費をどのように資金調達すべきかについて明確に論じようとしている。彼が言うには、これらの費用を誰が支払うべきかを決定する正しい方法は、社会全体が利益を受け、従って国家が出費すべき諸費用と、その土地の地主たちだけが利益を受け、「アソシエーションやクラブにかかる諸費用のように」(Røederer 1797b: 568) 地主たちによって地方税という形態で支払われるべき諸費用とを区別することである。分析の詳細についてはここでは立ち入らない。しかしやり方は十分明快である (ibid.)。

もし都市が地主たちによって彼らの楽しみのために使われるのなら、都市にかかる諸費用は単にクラブにかかる費用ということになるから、そこに快樂なり効用なりを見出す人々によって負担されるべきだということになる。そして田園地帯に住んでいる地主たちは費用の分担を依頼されるべきではないことになる。しかし都市とは公的職業についている人々が住んでいる場所でもあり、公的職業とは一般利益のために置かれているのであるから、都市の諸費用はこの点で社会全体によって負担されるべきであると考えられる。あるいは少なくとも、社会は公共の職務を実行する市民の数に応じて分担して支払いをしなくてはならない。

第4節 外部性と価値財

感覚論学派政治経済学者たちは人間の自然的諸権利を分析の出発点としているためそうした人権を貶めかねないものに対しては逐一やめさせようとしたし、人権の擁護に繋がるものなら何にでも賛成していた。だから彼らが今日外部性と価値財と呼ばれているものに関心を払っていたのは至極当然である。—彼らの観点からすれば、ここには第2の種類の市場の失敗があったと見て間違いないのである。

4.1. 負の外部性に対処すること

われわれはまず負の外部性〔外部不経済〕の存在に直面しなくてはならない。経済学において負の外部性は自由や私有財産の誤用の帰結である。市民とその私有財産について自由と安全を確実なものにするために警察、裁判、国防について必要な支出がなされているとしても、自由と財産権が絶対のものだと考えるべきでないのはこのためである。これらが絶対のものだと考えてしまうと国民は害を被るのであるから、そこには限度があるのであり、立法者はそのことに気づかなくてはいけない。もちろん財産権が自然権であることは論を待たないし、仕事や発明への動機付けについて正の外部性〔外部経済〕があり、それゆえ繁栄や成長をもたらすのである以上、財産権は社会にとって有益である。しかしこれらの正の因果関係が負の効果によって縮減されたり抑制されたりするなら、財産権は規制されなくてはならない。テュルゴは初期の草稿でこのことをはっきりと述べている¹⁷⁾。

17) たとえば『百科全書』にテュルゴが書いた項目「財団」(Turgot 1757) も参照。またコンドルセが『テュルゴ氏の生涯』で記した論評 (Condorcet 1786: 142, 180, 188) も参照。

自然の権利は、万人に自身もっている土地所有権を好きなように用いることを認めている。これは財産権の帰結である……が、この使用を立法者が社会の全般的効用のために規制することができるのは疑いない。……財産権は全般的効用の上に樹立されている。従って財産権は全般的効用に依存しており、立法者は各所有者が土地を用いる仕方を注意深く見守る権利もっている (Turgot 1753-4b: 439)。

こういう条件があるにせよ、「公共の公正と利益」のため立法者は「所有者の利益を最小限度ながら侵害してよい」(ibid.)。コンドルセも同じ見解を抱いている。「所有権の及ぶ範囲を超えてそれを適用しないよう気を配るべきである」と彼は警告している (Condorcet 1788b: 450)。負の外部性が現れているのに、そうした効果を抑制するために自身もっている所有権を改めようという気にはならない所有者たちがいるとすれば、国家は介入することができるし、またそうしなければならない。ここでは公的機関のもつ権利は財産権と食い違うのである。どういう仕方で、またどの程度まで食い違うのかというと、「公的機関がもつこの権利は、所有物を取り上げるというものではない……。それは所有物の形態を変える権利であるにすぎない」(Condorcet 1788b: 509)。言い換えると、「ある所有物を同等の価値をもつ別の所有物と置き換え、所有者に彼の所有物の犠牲を要求するというのではなく、この個別の所有物を同等の価値をもつ別の所有物より好むようになった個人的理由を犠牲にするよう要求する」権利である (ibid.: 428)¹⁸⁾。

上に引用した著作においてテュルゴはひとつの例を挙げている。彼の考えでは、立法者は「ある人が肥沃で有益な土地を壮麗だが不毛な土地に変えようとしたり、国民の食料を作り出す土地区画をごく無為に時を過ごしているわずかな人々のための遊歩道に変えようとしたりするのを妨げることができる」。もちろんこれはかなり極端な例であり、実のところテュルゴが公的機関に耕作地を風光明媚な庭園に変えるのを禁じるよう奨めたわけでは決していない。一おそらくその理由は、当時国民が飢餓に苦しんでいたわけではなかったからである。ただしテュルゴは同様の問題に真剣な関心を寄せていた。当時のフランスで生じた負の外部性による典型的で重大な問題といえば、排水されていない沼地が多数あることであり、そのような状態で放置されているのはそれらの所有者の無知のゆえであったり、資金不足のためであったり、あるいはもっと多くの場合には、これらの沼地が粉挽きや鍛冶職人によって彼らの活動のために用いられているとか、漁業や狩猟の場所と考えられているためであった。場合によっては、一時的に水がよどんだり不浄になったりするのだが、道水路の敷設の結果であることさえあった。明らかにこれらの沼地は強い負の外部性の影響を周辺環境に及ぼし、人々や動物の健康を損ない、土地の耕作不足を引き起こす。

テュルゴがこういう関心を抱いていたことはコンドルセが『テュルゴ氏の生涯』(Condorcet 1786: 147-8)で伝えているが、コンドルセ自身もその2年後に『地方議会の編成と職務についての試論』においてこの問題を再検討している (Condorcet 1788b: 421-8)。彼は1786年になると¹⁹⁾、公的機関が沼地やさらにはそこに作られた水車や工場を買い入れ、沼地の干拓をおこ

18) 同じ考え方が1789年の『人権宣言』第17条でも述べられることになる。「第一章 武力を維持するため、および行政の諸費用のため、共同の租税は不可欠である。それはすべての市民のあいだでその能力に応じて平等に配分されなければならない」「人および市民の権利宣言」、『人権宣言集』岩波文庫、1957年)。

19) 1788年には細部がやや異なり、不明瞭な部分もあった。

なって農業用地に変えるという提案を行っている。これらの土地区画で純生産が増大することによって、土地の価値が増し、当局はこの過程で被ったすべての出費に対して報酬を得ることができる。一さらにまた近隣の所有物でも、かつてあった負の外部性が抑制されたために、収益が増大する。そして最後に、同じく重要なこととして、公的諸機関の介入は地方レベルでは3つの理由でなされなくてはならない。第1に、その土地の詳細について十分な知識が要求されること。第2に、作業を監督する部局を住民が知っており、信頼していなければならない。そして第3に、その地方だけに利益が見込めるであろうから、費用はその地方で負担されなければならないということである。

4.2. 価値財と正の外部性を促進すること

価値財はなんらかの公的支出を生じさせることもある。たとえばテュルゴは社会保険や医療保険の計画、そしてもちろん教育計画が国民の利益になることに気づいていた。しかし保険(Turgot 1762)にせよ教育(Turgot 1757: 590-1)にせよ、テュルゴが第一に考えたのは、そうした出費は国民の私的決定で支出されるかどうか決められるべきだということだった。ただし後年、一連の市議会を基礎としてフランスの行政政治構造を改革しようという遠大な計画を立てた段階では(Turgot 1775)、義務的な公民教育を計画していた。

コンドルセはこういう考え方を発展させ、価値財への支出を一括して必要な公的支出とみなした。彼が書いた2つの『租税の決定に関する覚書』のうち第1のものでは、市民やその家族が事故にあったり死亡したり、あるいは単に老齢になったりしたときになんらかの援助になりうるような制度が重要であると強調されている。彼によれば、「自分が現在享受しているものの一部を犠牲にしなが、不景気に陥ったときでも自身や家族が保護を受けられるという確信を購入することに誰もが関心をもっている」(Condorcet 1790a: 430-1)。確かに、彼が考えているのは、強制的にある形態の生命保険に加入させるというものではない。しかし計画の遂行には、「適切な金額ないし加入数年後からは生涯年金」を預金者やその家族の全員に払い戻すことのできるような、公的な金融制度の創設が必要とされた(ibid.: 431)²⁰⁾。

もっとも価値財については、主要な公的関心は公教育であるべきである。コンドルセはこの点を1789年の以前も以後も変わらず強調している。彼は『地方議会の編成と職務についての試論』において公教育の計画を前進させ(Condorcet 1788b: 471-87)、『公人叢書(Bibliothèque de l'homme public)』(1791年)および国民議会宛の報告書(1792年)で公表された一連の覚書5編ではみずからの考えを余すところなく展開している。彼の見解では、公教育が必要な理由は大きく言って4つある。第1の理由は、アダム・スミスにおけるのと同様、分業がもたらす対人的な破壊的効果に対してそれが解毒剤となるということである。第2の理由は、それが社会統一の強力な動因になり、富者と貧者、無学者と学識者との間の格差拡大を避けることができるということである。第3の理由は、高度な科学の進歩と経済成長を許すということ、言い換えれば、強い正の外部性があるということである。最後に第4の理由は、おそらく最大の理由となるものであるが、人間の諸権利の成就という点で強力な要因となるということであ

²⁰⁾ コンドルセは『人間精神進歩史』において、こうした制度が私的資本によっても設立されうることを認めている。しかしそれでも、この分野では公的機関が重要な役割を果たさなければならない、と彼は考えている(Condorcet 1795: 439)。

る。彼は『試論』においてこう述べている。「今日まで、公教育という名前に値するような公教育をもっていた国民はひとつもない。公教育を言い換えれば、すべての人が生涯の最初の数年に自身の権利と義務についての正確な観念を獲得し、彼らの国の法律の主要規定を学び、共同生活において行動するために必要な基礎的知識を手に入れることのできるような教育である」(Condorcet 1788b: 471)。これらの施設には費用がかかるという反論を述べる人たちもあるだろう。しかし「これほど有益な施設は他に数少ない。だからわれわれは、これらの費用は必要であり、法の執行のために用いられる費用のようなものだと言いうことができる。なぜなら公教育なしには、表面的な仕方では法律の目的を実現することができないからである。すなわち、すべての市民に対して権利を保護することである」(ibid.: 481)。

第5節 課税の意味と役割

国家の歳出について次節で立ち返らなくてはならないが、そのためにまず国家の歳入とは何か正しく示さなくてはならない。国家が果たすべき課題が知られているとしよう。そのためにどうやって資金調達するのが適切なやり方なのだろうか。そして、この「適切なやり方」は価値と市場の一般理論となんらかの繋がりがあるものなのだろうか。

5.1. 「諸手段」の中で正しい選択をすること

第一の問いに対しては、それだけを考えるにせよまとめて考えるにせよ、さまざまな解答が可能である。捻出する費用は王領地から得ることもできる。また、金融的な財源(monetary source)から得たり、公衆から借金したりすることもできる。そして最後に、課税を通じて手に入れることも可能である。フランスでは数世紀にわたって第1の可能性のみが唯一の解答と考えられてきた。世代を超えて法律家や政治思想家たちは「王はその領地によって生きるべし(le roi doit vivre de son domaine)」という格言を支持してきた。しかしかなり前から、国家の役割や機能を大きく変化させるにはなんらかの他の方法で資金調達すべきであるということが明らかになってきていた。王領地だけでは、公共的な財政措置のわずかな部分しか賄えない。また王領地の管理は劣悪でもあった。加えて、もっと根本的な問題だが、国家所有の存在そのものに深刻な疑問が付されていた。それは暗黒時代〔中世〕の遺物であると考えられたのである。感覚論学派の政治経済学者たちが言うには、これらすべての理由によって、近代的で合理的な国家は王領地を処分してしまうべきである。一王領地や国有地が譲渡不可能であるという原理はまったくの誤りにすぎないとされたのである²¹⁾。コンドルセによれば、これはテュルゴの見解でもあり、この売却はテュルゴが創設しようとしていた市議会の職務のひとつであった(Condorcet 1786: 143-4)。コンドルセ自身も同様の提案をしていた(Condorcet 1788b: 451)。レドレルについては、国家財政を論じるために計画していた本の趣意書で繰り返し「大きな国家では、共有地から歳入が得られるなどということがあはずはない」(Rœderer 1791b: 3)と述べている。

上に挙げた第2の可能性—金融的財源—はフランスのような国では度外視された。なぜならイングランドとは違って、フランスには近代的な銀行制度がなかったからである。フランスではジョン・ローの「システム」と破産がまだ記憶されていた。そのうえ、「金融的」な国家財

²¹⁾ 王領地の売却は教会財産の売却と共に、公債の一部を払い戻せるという利点ももつとされている。

政というものは実際には通貨操作(monetary manipulations)を意味していた。この点は革命期にアッシニヤ紙幣が通貨になったとき劇的な仕方でもたたび証明されることになる。

しかし金融による解決とは実際には公債も意味する一第3の可能性²²⁾が、国家による借金はわれらが著者たちによって断固として拒否されている。フランスの王政はすでに広範にわたって国家による借金を利用していたが、その結果は大変ひどいものだった。莫大な公債が発行され、利子率は高く、必要な行財政改革や政治改革が次々に後回しにされた。テュルゴは財務総監拜命時に国王に対して「公債発行をやめる」よう進言した。なぜか。「なぜなら公債はつねに自由にできる収入を減らすからであります。いつか破綻するか、増税を余儀なくされることは必定です」(1774年8月24日付の手紙, Turgot 1913-23, IV: 110)。だからといって債権(loan)をけっして発行してはならないということではない。ただし、例外的状況でのみ債権の発行を利用すべきなのである。「平和時に借金を利用してよいのは、古い負債を清算したり、高い利率の債権から乗り換えたりするときだけである」(ibid.)。すなわち、過去から受け継がれた発行済み債権の処理のためのみに利用してよい、というのである。

示唆的なことだが、レドレルは国家財政の源泉をリストアップしたとき借金(borrowing)には言及していない(Roederer 1791b: 3)²²⁾。コンドルセが1790年に国債発行に頼ることを提案したときには、劇的な状況だからこそ提案されたのである—それは国の行政的・政治的・経済的な再組織の一部であった。コンドルセが言うには、「その支出で得をする人々を甘やかすために子孫たちに負担をかけるのであれば、公債は愚かな方策であり、不正でさえある」。だが1790年のフランスの状況と、新たな政策—とりわけ国家財政の適切な運営、債権の償還、王領地の売却—の見通しを考えれば、国土の状態は必然的に改善され、富が増大し、将来の課税は逡減したであろう。であれば、こういう状況下での借金は不正ではない。フランス革命から大いに利益を得ることになる将来世代もまた、国民のために行われている現在の重要な努力に対して貢献することを求められるべきなのであり、従ってそのための出費の分担を求められるべきなのである(Condorcet 1790a: 414-5)。

上記の可能な解決法のうち残っているのは第4のやり方だけである。すなわち課税である。そして感覚論学派の経済学者たちによれば、この方法は歳出のための資金調達をする標準的な手法であるべきである。レドレルはこのことを、『公共・道徳・政治経済学雑誌』創刊号の序文において、アッシニヤ紙幣の破綻によって幕を閉じた革命期初頭の数年間の政治的・経済的・財政的な大混乱を跡づけながら読者に思い出させている。「国家財政における不正確な考えは、でっちあげの通貨とともに姿を消した。……いまやすべての意見が、課税を国家資産の源泉にすることに賛成している。そして、所有権に対して好意的でその真の利益に気づいているような行政機関を通じて徴税がなされることにも誰もが賛同している」(Roederer 1796: 160)。

この考え方は、自由国民における国家では本性的に、主権が人民にあり、市民が責任を果たして、歳出が公共善のためになされているとする国家観にもそぐうものである。

²²⁾ ただしレドレルは債券発行を完全に斥けていたわけではない。フランス学士院から「共和制国家は何を目的にして、またどのような条件のもとで公債を発行するのか」という道徳政治科学部門の懸賞問題について問われた際の彼のコメントを参照。この問題は公式に4回出題されたが、道徳政治科学部門は一そしてまた学士院の一員であったレドレル自身も一満足のいく解答を得たことがおそくなかった。たとえばRoederer (1797c)を参照。

5.2. 応益主義および／または応能主義

こんなわけで歳出のために資金調達する標準的な方法は課税であるとされた。しかしどうすれば公正な仕方での徴収をできるのか。明らかなこととして、今日でこそ2つの見解—応益主義(benefit approach)と応能原則(ability-to-pay principle)—の相違はよく知られており、明確に分けられているが、18世紀の著者たちにとってこの相違は難問であったであろう。彼らはこれら2つの見解が対立したものであるとみなすよりも、むしろ相補うものであると考えたであろう。それにもかかわらず、両者のアプローチのうちどちらかが感覚論学派の経済学者たちの問題構制を最もよく表していると言えるかと確言することができるであろうか。ここには公正、効率、税負担の範囲が絡み合っているのである。

疑いなく、テュルゴとコンドルセの考え方には「応益主義」という言い方がぴったりとあてはまる。両者にとって正しい課税とは、各人が公的支出から得る利益に比例して支払うものである。テュルゴによれば、「政府の出費は万人の利益のために支出されるのであり、万人が費用負担すべきである。それに、社会の利益(avantage)から得るものが大きければ大きいほど、その費用を分担する榮譽に浴したく感じるはずである」(Turgot 1776b: 183)。さらに次のようにも述べている。「人は真の原理である正義へと戻らなくてはならない。正義に従うなら、出費が行われることで得をする人にその費用を負担させるべきなのである」(ibid.: 191)。

コンドルセも同様に考えていた。彼によれば、公的機関に従い納税するという責務は「すべての市民が」政治的アソシエーションから受け取っている「利益の対価」なのである(Condorcet 1788b: 280)。課税が「正当であるためには、社会から引き出される利益に対して比例的に配分されなければならない」(Condorcet 1786: 186)。革命末期にはジャン＝バティスト・セーも同様のことを書いた(Say 1803, II: 457)。

ここでわれわれは再び2種類の公共支出を分けなければならない。警察、裁判、国防という全般的サービスのための公共支出—コンドルセの言う「絶対に必要な費用」—と、公共事業や全般的効用をもつ施設のための公共支出—「有益な諸費用」—の2つである。

前者の支出に要する費用は市民たちが負担しなくてはいけないということはテュルゴとコンドルセには当たり前すぎたので、彼らはその点を強調していない。しかしながら、農業だけが生産的であるという重農学派の理論の帰結として、地主たちだけが税負担を課されるべきだと彼らが考えたとき、問題が生じる。一見するとこれは矛盾である。なぜなら、純生産の全体を得るのが地主たちであるにせよ、この公共支出から利益を得るのは地主たちだけではないように思われるからである。それにもかかわらず、国家のおこなう全般的サービスからは地主たちがより多くの利益を得ると言うことはできる。地主はそれ以外の人々より多くの保護を国家から受ける必要があるとされており、また自分の属する国土により強く結びついている。以上がテュルゴとコンドルセが、非常時にも彼らがたとえば自分の地所を隠匿したり—自分の財産を携えて—国を離れたりすることはできないのだということを指摘しながら、証明しようとしていることなのである。

費用の公的支出によってほんとうに利益を得ているのは誰だろうか、とテュルゴは問う。ここで彼が構想中の課税論において詳細にわたって論じようとしていたひとつの論点が指摘されている。この論点によれば、地主たちだけが、「彼ら自身は所有していないが、管理されており自由に利用することができるならば必ず彼らにとって利益となるすべての財産の保護に」利害関心をもつという。こうして「動産しかもたない国民も同じ利害関心をもつことにしようとするあらゆる口実」を論破しようとしているのである(Turgot, 1763: 295-6)。さらに次のよう

にも述べている。

地主だけが課税に貢献すべきであるということを手前に述べた。第1の理由は、社会が変わらぬ秩序をもつということに利害関心をもつのは地主だけだからである。勤労者にとって政府の将来が重要だろうか。政府がどうなるかが勤労者は同じ資源を手中にしているだろう。ピエールによって仕事に就かされようがジャックによって就かされようが、勤労者にとってはまったくどちらでもよい。第2の理由は、このほうが有無を言わせないものだが、地主だけが真に収入をもつということである (ibid.: 301)。

コンドルセによれば、正当な課税とは、「純生産に比例的でなければならない。なぜなら、税によって資金調達される施設からもたらされる利益のほうがしっかりと享受されるものであるし、それはこの生産物そのものの改善だからである。—この利益についてわれわれは純生産に比例的であるとみなすこともできる」(Condorcet 1788b: 292)。

実のところ、先に述べた矛盾は純粋に経済学的な観点からは解決できない。こうした論証の仕方のすべては、誰が社会において政治共同体の一員であるのか、言い換えれば誰が投票資格を備えた市民であるのか、という政治的議論と密接に関連しているのである。1788年にはコンドルセが『ニューヘイヴンのブルジョワからヴァージニア市民に宛てた手紙』や『地方議会の編成と職務についての試論』において自身の見解を詳らかにした²³⁾。だから先に述べた論証のすべては、国民というものの特定の概念次第で変わるし、市民権(droit de cité)を土地を一角を所有していることによって定義するかどうかによっても変わってくるのである。問題は解決されているが、まだ形式的解決に過ぎない。根元的な問いがまだ残っており、それに対しては純生産の所有者と地主とを区別するというレドレルが明確にした区別をおこなってはじめて、もっと説得的な仕方で解答を示すことができる。レドレルは農業だけが生産的であるという重農学派の考え方を依然として受け入れている。レドレルにとってそれは今なお、純生産がどこから生まれるかを本当の意味で説明してくれるものなのである。しかしこうした純生産のすべてが地主たちのものになるわけではない。地主たちはあらゆる他の資本の所有者たちと純生産を分け合わなければならない。その資本が投資されるのがどの部門だろうと、資本の種類が何であろうと—生産資本であれ、金融資本であれ、人的資本であれ、である。そして純生産の配分は競争によって、投資された資本の額に応じて遂行される (Faccarello 1991: 69-78)。これがレドレルの言う「資本の権利」²⁴⁾であり、これによって課税の対象範囲についての重農学派的な考え方—税は究極的には純生産につねに関係している—を変更することなく、それにもかかわらず明示的に、地主の収入に対する単一税(impôt unique)の理論が不必要になっている²⁵⁾。

テュルゴとコンドルセは別の種類の公的出費についてさらに詳しい仕方で分析している。—公共事業への出費のように「有益」な出費というものがある。恰好の例は道路敷設のケースであり、これについてテュルゴは15年以上かけて書き記している。

フランスの主要道路は土木局の監督下で敷設されていた。土木局は地方長官(Intendants)の

23) 彼は後年意見を変えた。

24) 同様のプロセスが後年マルクスによって、労働価値が生産価格が変わるという彼の図式とともに提案されることになる。

25) 理論的には税はあらゆる種類の資本から得られる収入に対して課税しうる。資本家の競争はすべての資本所有者たちのあいだに比例的に税負担が分配されることを促すであろう。資本所有者たちというのは、純生産に対して取り分をもつ権利を有するすべての人々ということである (Faccarello 1991)。

下で働く土木技師(ingénieurs)を各総徴税区(Généralités)に抱えていた。ただし道路の敷設や補修は無給の農民や労働者によって行われた一王の賦役の制度である。テュルゴのような改革派にとっては、もちろんこんな進め方は不公正で非効率なやり方であった²⁶⁾。非効率というのは、民衆にとっても経済にとっても費用がひどく高くついたからである—民衆に報酬が与えられていないので、労働意欲が低く、現地での自分の仕事をおろそかにせざるをえなかったし、さまざまな課題を適切に処理する仕方を知らなかった、等々²⁷⁾。不公正というのは、ひどく高い税を払った人と〔道路敷設から〕利益を得る人が決して同じではなかったからである。テュルゴの著作において以上の指摘は繰り返し現れるライトモチーフになっており、それゆえに彼は、賦役を廃止し、専門家が監督して特別税によって資金調達される公共事業にとって代えるべきであると考えたのであった(Turgot 1776a-c)。彼は王に宛てて次のように書いている。「この変更の真意は、道路税をこの出費から利益を得る人たちによって財政支援される地方的課徴金とみなすということです」(Turgot 1776a: 151)。

テュルゴの意見では、地主たちだけが道路敷設から益を得る。彼らの地所の価値が増大するからである。このことを彼は繰り返し指摘していた。—たとえばトリュデーヌ・ド・モンティニに宛てた手紙(1764年9月20日付, Turgot 1913-23, II: 353)でもそのことが述べられている。賦役を廃止する勅令の序文においても次のように述べている。「公共の道路は地主たちにとって有益なのである。交通量の増大によって彼らの土地の産物に価値が与えられるからである。……財産の急速かつ直接的な増大から利益を得るのは地主階級だけとなろう。そしてこの新しい財産は、国民がそれを新たな労働によって購入する限りで、国民に広まっていくだろう。このように道路敷設から成果を得るのは地主階級である。従って、地主階級だけが〔道路敷設への〕前貸しをすべきである。地主階級はそうすることによって儲けを得るからである」(Turgot 1776c: 204-5)。

勅令発布に先立って政府内で議論が行われていたとき、国璽尚書〔法務大臣〕アルマン＝トマ・ユー・ド・ミロメニルは、地主たちだけが道路の受益者ではなく、旅行者、馬車引き、農民も利益を得る、という率直な反論を述べた。テュルゴの返答は次のようなものであった。

道路が整備されているおかげで旅行者はそうでないよりも早く旅行できる。道路の美しさは旅行者を惹きつけ、旅行者数を増大させる。すると旅行者たちが金を使い、土地の産物を消費するから、これがつねに地主たちの利益となる。馬車引きについても道路にいらなくてはいけない時間が短縮されるし馬車や馬の使い方も荒くしなくて済むようになるから、費用を減らせる。こうして輸送費用が削減できれば、品物をもっと遠くまで運ぶのも楽になるし、安い値段で売れることもできる。以上のあらゆる利点は、生産物を良価で売りたい地主側のものである。農民の側については、舗装された道路を歩行する喜びをもってしても、無償で道路敷設する苦痛を埋め合わせるものではないと私が考えても、国璽尚書殿はお許しになるだろう(Turgot 1776b: 169)²⁸⁾。

26) 賦役賛成派であったルソーのケースは最大の例外である。テュルゴはルソーについてほめかしている。

27) 論証は以下に要約されている。Turgot 1776c: 201 4.

28) 商人たちについても同様のことが言えるという。「たとえば道路状態の改善によって商人が利益を得るとしても、それは地主にとっても有益なのです。商人の役割は何でしょうか。商人とは、地主が商品を売却したり、楽しみのためのものを購入したりする際の地主の代理人ではないでしょうか。商人の負担とされているあらゆる費用は地主が支払っていないでしょうか」(テュルゴからフォンテット宛ての1775年2月6日付の手紙, Turgot 1913-23, IV: 354)。

ここまで、テュルゴの考え方だけ—コンドルセもまた同じ見解を抱いていたが—を要約してきたが、この考え方は、後年応益主義と呼ばれるようになるものに疑う余地なく従っている²⁹⁾。モルレとレドレルについては、革命時には応能主義を強調していたようである (Morellet 1790: 118; Røederer 1791a: 515-6)。この点についていえば、彼らのほうが国民議会の支配的意見に与していた。有名な 1789 年の『人権宣言』が第 13 条で言及しているのはこの原理なのである。しかし、この課税観は実質上応益主義と同じ結論に繋がりうるものである。これはモルレにとって正しいことである。能力に応じた負担が基準にするのは歳入である。純生産は地主に地代というかたちで支払われるのだから、地主だけが課税されるべきである。レドレルの場合は若干異なる。彼によれば、純生産がうみだされるのは農業分野であり、この純生産から納税されるのではあるが、必ずしも地主だけが納税者であってはならない。競争によって最終的に純生産を分配されている人々に比例的に配分されることになるのである。

第 6 節 歳出と課税の適正額

予算の両側面—歳出と歳入—が相互に関連しているとみなされなければならないのであれば、当然ながら、支出と課税の総額をどうやって確定するかという問いが生じる。絶対に必要で、なされなければならない支出というものがある。裁判、警察、国防についてそのことがあてはまる。しかしその他についてはどうか。国家は万人の利益のためにのみ支出を行うべきだとしても、この点で実現しうる計画の総数は数多いかもしれなかった。レドレル (Røederer 1791b: 3) によれば、「公的出費のうちには、陸海軍のための支出のように、絶対的に非生産的なものもある。しかし陸海軍は防衛のためなのだから、やはり必要である。同様に、費用の中には実際には生産的なものもある。たとえば道路や水路である。これらは増やさなければならない。……そして道水路の敷設を促進する諸税については、貯蓄として、納税者たちが最高度の関心を持って投資する資本として考えられなければならない」。しかし何をすべきかをどうやって決定すればよいのだろうか。「有益」であるとされるすべてのことを国家がおこなうことはできないのは明らかだから、限度を定めることが必要になる。選択をおこなえるようになるためにはどんな基準が採用されるべきだろうか。

コンドルセ (Condorcet 1786, 1793) はまさしく国家の歳出と歳入の相互依存関係に立脚して答えを探した。どんな市民にとっても税とはそれが賄う公的出費からもたらされる効用の対応物であるはずだということがひとたび明らかになれば、今度は、納税がある種の苦痛も促すということも認める必要がある。税とは国家への資金譲渡に由来する犠牲—および、場合によっては「艱難辛苦」(Condorcet 1793: 17)—であり、従って私的な支出のために用いることのできない金銭である。この観点からコンドルセは、公的支出からもたらされる効用よりも税が引き起こす苦痛のほうが大きい場合には、必然的に税はもはや公正でないとして論じている。彼はフリーライダー問題と価格排除 (price exclusion) の基準を検討して次のように述べている。「この出費を負担しようとは望まない人々がそこから利益を得るのを妨げることができないかあるいはたいへん困難であるときには、全員の意見の一致を見ない場合でさえ、出費の強制が正当であるとみなすことができる」(Condorcet 1788b: 280)。しかし彼は二重の条件を強調し

²⁹⁾ 興味深いことに、テュルゴは「能力」に応じた課税に反対する主張をおこなっていた (Turgot 1763: 297-8)。

てもいる。この公的出費が正当であるのは、「それが万人にとって明らかに有益であり、この出費によってもたらされる負担よりも彼ら[納税者たち]がこの出費から得る利益のほうが大きい場合」に限られるのである (ibid.)。

実際、このことは歳出総額を確定するにあたって基準となっている。この費用はどの点でとどまるべきか。

『テュルゴ氏の生涯』においてコンドルセはわれわれに最初の解答を与えている。「課税額 [すなわち公的出費額] は国民の維持や繁栄にとって厳密に必要なものを超過してはならない。あるいはむしろ、各人にとって納税するほうが納税しないより一般に有益であるような程度にとどまるべきである」(Condorcet 1786: 185-6)。この意見をどう理解すべきか。コンドルセは1793年に書いた累進課税についての論文で問題に立ち返り、この点について定義を与えている³⁰⁾。

第一に、すべての公的出費が絶対的に必要であるということはない。いくつかの出費だけが有益である。そしてその場合は、出費には限度がある。限度とはすなわち、出費の効用が税からもたらされる害悪に等しくなる程度である (Condorcet 1793: 16)。

いまの表現を使えば、歳出の適正額とは、この歳出の限界効用が税の限界不効用に等しいときの額だということである。

一方で、すべての公的出費が同じ効用をもっているわけではない。このようにして公的出費を、最大の効用がもたらされるものから最小の効用しかもたらされないものまで、大きいものから順にランク付けすることができる。これがグラフ化されているところを想像してみよう。横軸はこれらの出費の連続的な金額を意味しており—最も必要かつ有益なものから始めるものとする—、縦軸はそれぞれの所定の出費額によってもたらされる効用である。当然のことながら、効用量はしだいに減少する。このようにして、歳出についての逓減的な限界効用曲線が得られる。

では他方で、税の限界不効用の変化についてはどうやって測定すべきだろうか。それに対応するグラフをどうやって見いだせばよいだろうか。税は可処分所得や財産の減少を意味する³¹⁾。—だから税額の不効用は、結果として可処分所得が減少することによってもたらされる、効用の低下によって与えられる。このようにして、所得—または財産—の限界効用が下落するという仮説から、税の限界的な不効用が逓増するということが導かれる。こうして逓増的な限界的な不効用曲線が得られる。

すべての公的出費は課税を通じて資金調達されなければならないのだから、こうした出費のそれぞれの額はそれに等しい税額を意味してもいる。先に想定したグラフにおける逓減的な歳出の限界効用は、このように、それに対応する逓増的な課税の限界不効用と突き合わせることができる。こうして歳出全体の均衡額が確定する—すなわち2曲線が交差する地点である。

³⁰⁾ 実際1793年にはコンドルセは1786年当時とは違って、「有益」な公的出費の確定にしかこの原理を用いていないようである。有益な出費というのは、「絶対に必要」な出費ではないということである。—後者すなわち裁判、警察、国防のための諸出費については、それはあまりに有益であるから、原理があらゆるケースに適用されているとみなされていたかもしれない。ここではこの点は等閑視しておく。

³¹⁾ 時折コンドルセは「財産」と「所得」のどちらの考え方をいえるべきか躊躇いを見せている。草稿では、まず「所得」と書く傾向がある。その後でそこに抹消線を引き、「財産」と書き直すことが多い。例：「……200万の所得財産をもつ人を考えてみよう。……」(Condorcet 1785 6: 585)。

限界所得効用についてコンドルセがどう考えているかわれわれは知っているだろうか。コンドルセは数学者であり、ダランベールの弟子であり、パリの科学アカデミーの会員—当時すでに終身書記に任じられていた—でもあったわけだから、彼はもちろんベルヌーイ一族の研究や著作を知っていた³²⁾。とりわけダニエル・ベルヌーイがサンクト・ペテルブルグ・アカデミーの論集に発表した有名な論文『リスクの測定に関する新理論』には通暁していた。コンドルセの草稿中にはダニエル・ベルヌーイの見解に言及したのもいくつかある。たいへん興味深いことに、彼はベルヌーイの論文の内容には納得しなかったが、それにもかかわらず財産の限界効用が減少するという仮説は受け入れている。ニコラ・ベルヌーイのテーゼについて検討した覚書の中で彼はこう書いている。

われわれはここで、ペテルスブルグ・アカデミー論集の第5巻でダニエル・ベルヌーイ氏によって確立された諸原理について論じることしよう。この名高い数学者は同一の金額があらゆる状況であらゆる人に対して同じ価値をもつわけではないということを正当にも指摘している。たとえば100ポンドは、10万ポンド分の資産をもっている人にとってよりも1000ポンド分の財産をもっている人にとってより大きな価値をもつ (Condorcet 1785-6: 582)。

結論として、「どんな金額であっても必然的に、もっている財産が少なければ少ないほど大きな価値をもつことになる」(ibid.: 583)。もちろんこの推論は、対人的な効用が比較可能であり、すべての人が同一の効用表(utility schedule)をもっているということを暗黙のうちに前提している。しかし、後年経済理論において明示的に示されるようになり全面的に放棄されることは決してなかったこれらの仮設にもかかわらず、コンドルセの驚くべき革新はここで、明白に示されているのである。

第7節 「定率税」か「配賦税」か

政府が税を誰にどれだけ課するべきかがわかったが、ではどんな税を用いるのが最善だろうか。たとえば、さまざまな種類の所得税には公正性の面で差がない(equity-neutral)のであろうか。それともある形態のものが他の形態のものよりも優先されるべきであらうか。

7.1. 「直接」税の選択 経済的政治的論証

まずすべきなのは、純生産から直接徴収されているわけではないあらゆる種類の税をやめることである。なぜならそういう税は税負担を有害かつ不正な仕方で増大するからであり、この種の徴税が人間の諸権利を損なうからである。このことは重農主義者以来よく知られてきた。一般的な意見としてはレドレルでさえこれを共有している。「間接」諸税の欠点はコンドルセによって次のように簡潔に要約されている。

あらゆる間接税は土地の純生産から支払われる。しかし、税への転嫁が純生産に対してうまく釣り合うように税額を定めることは不可能である。間接諸税の徴収には〔直接税徴収費用を超える〕かなりの追加的費用を必要とするが、これを地主たちの負担とするのは正当でない。さらに間接諸税は、禁止や抑圧によって市民の諸権利を攻撃

³²⁾ ダニエル・ベルヌーイはパリの科学アカデミーの「在外准会員」であった。1782年に彼が死去すると、コンドルセは1783年4月30日に追悼演説を行った。

することによってしか生産的になりえない (Condorcet 1788b: 339-40)。

しかし直接課税を実際に行うことができるかという問いに解答が与えられる必要がある。2つの異なる方式が可能であり、フランスでは実際にどちらの方式も用いられた。第1の方式では、納税者の収入の一定パーセントを納税することを求める。これは定率税(impôt de quotité)という名前で知られてきた。いま論じているケースで言えば、地主は毎年、彼の土地の純生産から一定パーセントを支払うことになる。第2の方式は配賦税(impôt de répartition)として知られているものだが、まず公共支出のために必要な金額を確定し、次にこの金額をすべての納税者たちにそれぞれの所得に応じて配分する—いま論じているケースでは同じく土地の純生産に応じて配分することになる。第1の方式を取ると、納税されて歳入となるのが純生産の何パーセントであるかはあらかじめわかっているが、課税総額がいくらになるかはわからない。第2の方式では総額は知られているが、それが純生産の何パーセントになるのかはわからない。さらに言えば、この2つの方式は社会的にも政治的にも決して等価ではない。

テュルゴは『課税についての覚書草案』において、定率税方式が多くの利点をもつことを指摘している (Turgot 1763: 306-7)。第1に、「法律の制定を通じて、王と民衆とのあらゆる意見の相違に対して終止符を打つことができるであろう。なかんずく戦時に何パーセントを課し平時に何パーセントを課すかを定める場合にこのことが言える」。第2に、国民は定率税の税率を知っているので、土地の売買にあたってこの税率を考慮に入れるし、価格を決める際にこの分の純生産を勘定しないようになる。こうして、「ある程度時が経つと、あたかも誰一人納税していないような気になると言える。しかし王は、土地の収入の一定割合の所有者ようになるのである」。第3に、国民の収入に応じて政府の収入が変化する。財産の増大によって公共サービスの必要も増すのであるから、公共サービスへの資金調達がかうして自動的に行えることになる³³⁾。第4に、歳入の変化—これは国民の収入の反映であるわけだが—によって行政当局は、国土に対して適切な政策を取っているかいないかを知ることができる。最後に第5の利点であるが、テュルゴが強調するところによれば(ibid.)、王あるいは政府の権力が民衆に対してより自立的になるということである。

これらの利点はなかんずく君主制国家において重要である。なぜなら共和政やイングランドのような制限王政のもとでは、君主が国民と協議をする必要をもたないという事実に直面すれば、国民は喜べないであろう。もしそのような法律があれば、イングランド議会は最大の影響力を失い、王が早晚フランスにおけると同じほど絶対君主となるであろう。

ただしテュルゴの考えでは、この定率税方式は、それが政府と納税者たちのあいだに作り出す利害の相違によって生じさせる2つの重大な負の側面—政治的かつ社会的な—をもつゆえに望ましくない。彼が言うには、「定率税方式では、王ないし政府は万人に対して孤立し、誰もがみずからの地所の価値を秘匿することに利益を見るようになる」(ibid.: 307)。彼の考えでは、ただこれだけでも、定率税を実行するという考えを放棄して、その代わりに配賦税を採用するに十分である。

彼が自分の思考をもっと明確に表明したのは1777年、ベンジャミン・フランクリンに課税

³³⁾ これはテュルゴの書いたものでは単なる仮説にすぎず、詳細に述べられたわけではない。モルレは反対の仮説を立てている (第9節参照)。

についての覚書を送った後³⁴⁾、フランクリンから寄せられたいくつかの質問に答えたときであった。政治的要因が依然として力説されているが³⁵⁾、他にも配賦税をよしとする2つの側面が強調されている。第1に、配賦税は国民が法を犯すことを妨げるメカニズムを言ってみればあらかじめ組み込んでいる。一配賦税方式では、国民は実際の所得を明らかにすることを求められており、それに応じて適正な税額を支払わなければならない。第2に、このメカニズムのおかげで、納税者たちの所得と財産についてそれほど徹底的な知識をもっていなくても配賦税を課することができる。—そして18世紀のフランスでは、信頼度の高い土地台帳の調査は行われていなかったのであるから、以上のことはもちろん大きな利益となる。

第1の方式〔定率税〕を取る場合には、すべての市民はみずからの収入を偽ることをおしなべて利益とするわけであるから、国家……がすべての市民に対して孤立することになる。第2の方式〔配賦税〕を取る場合には、収入を隠そうとする市民が他のすべての市民に対して孤立することになり、この市民の支払う税を負担してしまうことのないようすべての市民が彼の収入を見つけることを利益とするようになる。政府はこの紛争に対しては無関係な第三者であり、仲裁者としてのみ行動し、配分的正義を課せばよい。第1の方式では、政府はそれぞれの地主の収入の絶対価値を知らなければならない。なぜなら政府はこの収入の一定割合を徴収しなければならないからである。第2の方式を取ると、それぞれの地所の絶対価値を知るよりも、その相対価値すなわち比較上の価値を探ることになる (Turgot 1913-23, V: 518-19)。

7.2. テュルゴ主義の展開

コンドルセ、モルレ、そしてレドレルはこの観点を発展させた。配賦をよしとする根本的な論証は単純であり、予算における支出と収入の両面が基本的に関連しているというすでに述べてきた事柄の帰結である。必要な公的支出を行うためには税が支払われなければならないということであり、それ以上でもそれ以下でもない。「それゆえ一定額がつねに徴収される必要がある」(Condorcet 1788b: 303) のであって、配賦税だけがこの役目を果たすことができる。「法律によれば一定額が要求される。国家の必要が租税の程度を決めるべきであって、納税者たちの収入によって決まるべきではないからである」(Rœderer 1791c: 179)。モルレもこの点に賛成している。

議論の余地のない原則は、課税が国民の実際の必要……を満足するために正確に必要な額だけなされなければならないということである。しかしこのことは、……地主の所得に対してどのような割合で税を課するかということとはまったく関係がない。ある状況の下では、国民の必要に見合う額とはすべての納税者の所得の1割となるであろう。別の状況では、国民の必要は、これらの納税者の所得の2割から3割を必要と

34) この覚書によれば、テュルゴはアメリカのいくつかの州がイングランドで行われているような物品税 (excise) 方式を採用しようとしないうのを好ましいと見ていた。それゆえ彼の目的はフランクリンに、最善の税は純生産に対する直接税であると納得させることであった。その10年前にテュルゴはデイヴィッド・ヒュームとさまざまな「間接」税から発生する追加負担の問題について議論したことがある (テュルゴのヒューム宛 1766年9月7日付および1767年3月25日付手紙, Turgot 1913 23, 11:502-3, 662-5)。

35) 同じくコンドルセも、定率税は配賦税とは違って、政府と国民とのあいだに害のある利害の相違をもたらすと述べている。この相違からは「混乱と誤解と専横が生まれるだけだ」と言うのである (Condorcet 1788b: 304, また Condorcet 1790b: 440 も参照)。

するであろう (Morellet 1790: 102-3)。

またモルレは、これら2種類の税がいくつかの点で重要で対照的な結果をもたらすことも強調している。定率税には負の効果がある。彼の考えでは、国家の実際の必要が国富の増大と同じ割合で増大するわけではないのであるのに、定率税のせいで各国政府は無駄な出費をおこなってしまっている。これは単に政府が必要な額より多くを機械的に受け取っているからにすぎない (ibid.: 106)。そのうえ定率税は財産権を侵害するから、勤労市民を意気阻喪させ、一生懸命労働して自分の境遇を改善しようという意欲を削いでいき、「富の発展」を止めるという「破壊的效果」をもつであろう (ibid.: 107)。もし富の増加分を国家がつねに欲するのであれば、「活動的かつ勤労的な、儉約をおこなう市民が、自分の労働の一部を奪われていると感じ、自身の財産を増加させることを通じて国富を増大させようとはなかなか思わなくなるであろう」 (ibid.: 105)。これとはまったく反対に、配賦税—あるいは「絶対的税」—には経済成長を促進するという大きな利点がある。

もし課税が政治社会の実際の必要から導き出された絶対額に固定されており、この必要が変化するまで一定不変に保たれているとすれば、……人々の勤労と時間の結果として国富はあらゆる進歩を安全に遂げることができる。そして課税局は、あらかじめ定められた税額を割り当てられているのだから、これに一切抗議する資格をもたない (ibid.: 104)。

もう一点、強調しておくに足る重要な点がある。これらの著者たちが詳細に論じている公正／効率という解釈は、納税者たちが課税逃れをおこなう可能性にかかわっている、ということである。コンドルセの意見では、定率税はそのうえ不正であり不道徳である。なぜなら市民が割当分よりも少なく払いたいとすれば、簡単にそうできるからである。定率税は「法を犯そうとする欲望を誘発する。法を犯したいという欲望と、実際にこの法や他のあらゆる法を犯すこととの間の距離は長くないし難しくもない」 (Condorcet 1788b: 295)。定率税が抱える基本的問題は、納税者と徴税当局との間に情報の非対称があるということであり、そして個々の納税者の利益と他のすべての納税者たちの利益との間におそらく関係がないということである。

以上が、配賦税だけが正当であり効率的であるという理由である。テュルゴがすでに指摘していたように、それは納税者たちのあいだに明らかな相互依存関係があることを必然的に含んでいる。納税者のうち誰かが課税を逃れば、そのとき支払われなかった額が必然的に他のすべての納税者たちの支払い分に加えられることになるからである。これらの状況のもとでは、納税者はある意味で他のすべての納税者と競争状態にある。なぜなら相互の利益は相反しており、利益についてのこの対抗関係によって—さらにまた申し立てや反論や陳述を通じて—それぞれの納税者は自身の実際の所得水準を結局明らかにせざるをえないからである。「あらゆる個別の利益……が万人の利益から攻撃を受け、万人の利益の下位に置かれるであろう」 (Morellet 1790: 109)。

このプロセス—これをコンドルセは私益をもとにした「反駁(contradiction)」のメカニズムと呼び、レドレルは「市民たちの相互的な検閲」とか婉曲な言い方では「世論による穏やかな圧迫」 (Rœderer 1791c:180) と呼んだ³⁶⁾—は、配賦税の配分のあらゆる水準で働くものとき

³⁶⁾ 素朴な反論としては、「反駁」のプロセスが市民間の関係に負の因果関係を及ぼすかもしれないということがある。コンドルセはこれに対する反対意見を述べている (Condorcet 1790b: 444)。

れていた。すなわち、個人個人のあいだでだけでなく、村、郡、州、県(département)のあいだでも働くと考えられていたのである。「……この反駁は、配分の各段階で正義が働くようにするための唯一の方法である」(Morellet 1790: 111)。これはまた、数年のうちに不動産や市民たちの所得の適切な評価額へと収斂していくものとされた(Morellet 1790:116, Røederer 1791c: 186, Condorcet 1792: 442)。1791年の国民議会によって地租が創設されたのは、この方式に想を受けたものであった³⁷⁾。

第8節 比例課税か累進課税か

このように実効性があり正当な税方式は、純生産に対して配賦税が徴収されることを必要とし、その配賦税は純生産に対して比例的でなければならない。所得のどの部分も非課税とすべきでない。コンドルセが繰り返し述べているように、純生産に対する税は対物税であって対人税ではない。レドレルによれば、法律が関係するのは「所有物であってその所有者ではない」(Røederer 1791c: 179)。だからこそ、一樣な比例でなければならないということにもなる。税が所有者の現在の状態を等閑視するとすれば、なぜある土地が他の土地より比例的に多く(あるいは少なく)税を支払う必要があるのか、というわけである。

しかしなんらかの例外的状況—たとえばフランス革命や、国家行政の全般的再編制など—においては、対人税を制定する必要があるかもしれない。そしてこれが1789年以後のフランスで起こったことだった。古い税は廃止されなければならず、新しい税制度が導入されなければならないとされた(Condorcet 1790b, 1793, Røederer 1791c)。しかし同時に、国民と国家の双方が、まったく異なる状況下で結ばれたかつての契約と合意を守らなければならなかった。だから地主への単一税だけを課するのは不公正であったことになる。たとえば以前には自作農(farmers)が支払っていた税が廃止され、地主たちに移転されることになる。しかしこのことは、古い借地契約—それはあのかつての税を考慮に入れていた—が書き換えられない限りは、不公正となったであろう。公債の発行についても似たような状況にあった。1789年以前に発行された公債が高い利子率を伴っていたのは、フランス王政の財政政策のせいであり、国家の債務履行能力に対して信頼がなかったためであった。そしてまた、高利に関する法律が功を奏して貸主の数がごく限られていたためでもあった。革命によって状況は大転換を遂げ、アンシャン・レジームによってもたらされた変則的な利益に対して課税することが正当になったのである。

もちろん対人税が必要だとしても、人権を損なうものであってはならない。だからこそコンドルセは、課税標準(tax base)の決定すなわち市民の所得の確認にあたって事細かく詮索するような態度を決して取るべきではないと主張したのである。そうではなく、単一の明白な基準に基づいて課税標準を定めなければならない。すなわち家屋の賃貸料である。対人税はとりわけ正義を尊重しなくてはならない。それゆえ、それは累進的でなければならない。

コンドルセが行ったひとつの論証—もっとも、モンテスキュー、スミスら多くの著作家たちも同様に述べており、レドレルもこれを受け入れている—は確かに新しいものではない。この論証によれば、市民たちの所得の一部には課税されてはならない。なぜならそれは最低賃金に

³⁷⁾ 実際の地租は、定率税と配賦税の混合物であった。基本的には配賦税であった。税の総額を市民たちに配分するとき各納税者がその所得の一定割合よりも多くを支払うことがないように定められていたのである。レドレル(Røederer 1791c: 181-6)はこれに賛成しているが、コンドルセは反対している(Condorcet 1790b: 439-41)。

対応しているからであり、最低賃金は最低限の生活の糧をちょうど賄う分しかないからである。純生産に対する直接税の場合には、こういう状況に陥ることはない。なぜならこの所得の所有者は労働し賃金を受け取る可能性をつねにもっているからである (Condorcet 1788b: 292, 1793: 14)。しかし対人税はもちろん最低賃金を尊重しなければならない。それゆえ、残りの所得が一律な税率で課税されるとしても、課税は収入全体に対して累進的であり、この累進性は正義の命じるところに適っている、というのである。

8.1. コンドルセの論証

とはいえコンドルセはさらに話を進め、さらなる論点を提案している。課税によって資金調達される多くの公共支出が、「金持ちであるほど利益を得る契約履行に資金調達するために……用いられている」という (Condorcet 1790c: 473)。この考え方は1793年に展開されている。

第1に、自明のことだが、すべての種類の公共支出が厳密な意味で必要なものというわけではないし、種類によって効用はさまざまでありうる。すべての公共支出が有益でなければならないが、支出の種類によって有益の度合いは異なるのである。「実のところ、諸出費の効用が課税によってもたらされる犠牲よりも大きいのは、課税によって余剰分だけが移転されるような人々にとってだけなのである」(Condorcet 1793: 16)。論理的帰結として、そこから利益を得ている者たちだけが納税すべきだということになる。

第2に、所定の公共支出は二重の効用をもたらすとみなすことができる。従ってある意味で、公共支出は公的な結合生産物(joint products)を生じさせる。第1の種類の効用はすべての市民に共通だが、第2の種類の効用は裕福な人だけのものである。コンドルセは次のような問題を立てている。

同じ出費が裕福な人に対して、万人に共通の効用を減じることなく彼らだけが得る効用をもちうるということがありえないであろうか。たとえば主要道路に対して払われる費用の場合がこれにあたる。この場合、裕福な人が娯楽のためにある場所から別の場所へ旅行する容易さを増すのである。これに対して、この同じ道路の効用—物資の運搬や商業活動、商用旅行のための—は万人にとって同一である (ibid.)。

この種の分析は他の国家施策に対しても繰り返されている。たとえば、有益な技能技術が奨励される場合である。商品の平均的な品質が改善されるから、これは社会の全員にとって利益となるであろう。しかし同時に、奢侈品の品質が改善されるわけで、これは金持ちだけが享受するのである。同じことは農業についても言える (ibid.: 16-7)。コンドルセの見解では、以上のゆえに累進的所得税は是認されるべきであると言える。

こうして次のように言ってよい。すなわち、すべての所得に比例的な仕方で課税されることになる、と。しかし、一定水準を超えると、さらなる比例的な租税は余剰から支払われるであろう。この租税はあれこれの出費に充てられることになるが、この出費がほんとうの効用をもつからといって、租税によって艱難辛苦を味わう人々にとっては埋め合わせにはならない。その出費から富裕な人々だけがある程度の利益を得るなら、その利益の分の資金調達は彼らにってもらうよう租税がつけられることになる。こうした出費はたしかに万人のために行われるものだが、富裕な人々だけの享受も必然的にもたらすのである (ibid.: 17)。

これが「累進課税が正義に適用」(ibid.) 第2の理由である、とコンドルセは付け加えている。もちろん現代の読者は、これでは最低賃金を超えて累進性が必要であると証明したことにはな

らないと考えるであろう。一たとえコンドルセが、所得や財産の限界効用が逓減するという仮説に賛成しているとしても、である。応益主義に従うならさらに必要なものがある。すなわち、公共財への需要の所得弾力性がこの需要の価格弾力性よりも大きいということである。しかし、マズグレイヴ (Musgrave 1985: 17) が注意しているように、応益主義は2つの異なる仕方では解釈されうることに気をつけなければならない。分析の焦点が「特定個人に対して行われたサービスの費用にあるか、それともそれが(特定の所得や選好のもとで)人が支払おうと思う額を焦点とするか」によって、応益主義は異なる意味をもつ。「後者の場合、応益税……はリンドール価格になる」。そしてこの後者のケースでだけ、「累進課税の論点……が所得なり需要の価格弾力性なりを中心とする」(ibid.)。

コンドルセの場合は、類似点がいくらかあるとはいっても、第1のカテゴリー〔サービスの費用に焦点を当てる考え方〕に分類される。公共財への支出額は、当たり前だが、議会における投票によって決定される。そして公共財の費用は課税の総額を意味している。だからこの場合、今日応能主義と呼ばれているものに転化していくのはきわめて当然のことである。—その理由はとりわけ、当時は確かに、応能原則が応益主義を補うものとみなされたのであって、取って代わるものとみなされていたわけではないからである。これでわかりやすくなる。所得や財産について限界効用逓減仮説に立つならば、課税は累進的でなければならないということを知れわれは知っている。ただしこの仮説はいわゆる「均等限界犠牲(equal marginal sacrifice)」原理に立たなければ十分とは言えないが、当然ながらコンドルセはそんな原理は知るよしもない。

私の考えでは、われわれはもっと直感的な公正の基準に頼ることができる。すなわち「均等絶対犠牲(equal absolute sacrifice)」である。同様に、財産の限界効用逓減仮説も累進性を生じさせるにはここでは不十分である。そのうえ、以前から知られていたように (Cohen Stuart 1889, Edgeworth 1897), 所得に関する限界所得効用の弾力性は1よりも大きいはずである。この点ピグー (Pigou 1928: 86) は次のように明快に述べている。

それらすべての効用逓減の法則が主張しているのは、1000ポンドの所得の最後の1ポンドがもたらす満足は、100ポンドの所得の最後の1ポンドがもたらす満足より小さいということである。……均等犠牲の原理が必然的に累進性を伴うことを証明するためには、1000ポンドの所得の最後の10ポンドがもたらす満足が、100ポンドの所得の最後の1ポンドよりも小さいということを知る必要があるはずである。そして効用逓減の法則はそれを主張していない。

だから追加的仮説がコンドルセの著作の中にも見つかることになるということを知れば、たいへん興味深いであろう。—財産の限界効用逓減原理と同じく、これは前述したニコラ・ベルヌーイとダニエル・ベルヌーイについての草稿において述べられている (Condorcet 1785-6)。

コンドルセは限界効用についてはダニエル・ベルヌーイと同意見だが、ペテルスベルグ論文で提起されたもうひとつの重大な仮説については非難している。すなわち、「財産がわずかに増大することから得られる効用は、かつてもっていた財の量に逆比例するであろう」(Bernoulli, 1738: 25) という仮説である。言い換えれば、この財産についての限界効用の弾力性は1に等しい、という仮説である³⁸⁾。ベルヌーイが力説しているように、2人の人物がそ

³⁸⁾ 均等絶対犠牲の原理という文脈で言えば、この仮説からは必然的に所得税の税率は比例的であるべきだということになる (たとえば Musgrave 1959: 99-100 を参照)。

れぞれ 10 万デュカと 5 万デュカという異なる額の財産をもっているとすれば、「前者にとっての 1 デュカは後者にとっての半デュカにまったく等しい意義をもつ」(ibid.) ののである。

〔コンドルセによれば、〕これは恣意的な仮説である (Condorcet 1785-6: 584)。賭けをする人が 2 分の 1 の確率で彼のもともとの財産とまったく同じ額を勝ち取るためには、財産の半分を支払わなければいけないようなゲームを例に取るとしよう。財産の量もさまざまだし人もさまざまであるが、財産の額が同じでも主観的価値は千差万別なのだ、とコンドルセは指摘している。

もし私が自分の必要に [ちょうど] 見合った財産しかもっていないとすれば、ちょうど 2 分の 1 の確率で私の財産を 2 倍にできるからといって私がそれを半分にし衣食に事欠くようになるのは、浅はかな行動ということになる。しかし、かなりの財産もっていて、それを 2 倍にするためにその半分を失う危険を冒すなら、それほど浅はかな行動というわけではない。なぜなら、資産が半分になっても私の必要には十分だからである (Condorcet 1785-6: 584-5)。

累進的所得税擁護論のあらゆる理論的構成要素がこのようにコンドルセによって考案されている。ただしこの点ではひとつの疑問が残る。感覚論学派の政治経済学者たちは公正の基準として「均等絶対犠牲」という観念を抱いていると考えてよいのだろうか。実際、まったく同じ時期に、革命期の財政についての議論が際限なく続けられているあいだもこうした原則がはっきりと謳われていたのである。

8.2. コンドルセからセー兄弟まで

累進的所得税の観念は国民公会期からそれ以後にかけて盛んに議論された。それがあつた種の「平等主義者(leveller)」たちからだけ発せられた提案ではないだけにいっそう議論の対象になった。あのモンテスキューも『法の精神について』(第 13 書第 7 章)でこれに賛成する意見を書いていた³⁹⁾。国民議会は 1793 年 3 月 18 日にこの種の税の導入に賛成する決議を行った。

不安を掻き立てる意見も出された。たとえばジャン＝ポール・ラボー・サンティエヌは、社会は市民たちの財産を用いることができるし、いずれにせよ市民の資産の一部は「余剰」である、と述べた。これへの反対意見を示した著者はモルレやレドレルをはじめとして数多い。レドレルは 1793 年 1 月に『ジュルナル・ド・パリ』にラボーを批判する 1 編の論説を発表し (Roederer 1793)、ひとりの市民がもつことを許されるであろう財産の最大水準を押しつける法律には反対であることを表明した。そういう法律は国内の平等を増すかもしれないが、それは一この法律が守られるとしても一「貧困における平等」である。累進課税への猛烈な反対論であるジャン＝バティスト＝モイーズ・ジョリヴェの著書『累進税と財産の分割細分化』(Jollivet 1793) は同年に出版され⁴⁰⁾、テルミドール事件以後の 1795 年に流布し、国会でも議論が再燃した⁴¹⁾。累進税が所有権にとっても国の繁栄にとっても破壊的であることを示すのが

39) 課税に関するモンテスキューの考え方はよく知られており、ジョークールが『百科全書』に記した記事「租税」でもそれについて読むことができた (Jaucourt 1765)。グラスラン (Graslin 1767: 149-50) もまた累進課税を擁護するにあたってモンテスキューを引き合いに出している。

40) 発行者はデュボン・ド・ヌムールであった。

41) たとえばレドレルの『公共・道徳・政治経済学論集』(*Journal d'économie publique, de morale et de politique*: 216-26) の 1796 年 10 月 11 日 (革命暦 5 年ヴェンデミエール 20 日) 号に掲載されている J.M. と署名されている書評記事を参照。

この本の目的であった。累進性が嵩じれば所得の全体が奪い去られ、さらには納税者の財産の一部さえも取られてしまうということを示そうとするいくつかの図表も掲載されている。

こうした反論で行われているどの論拠も、この税が労働や投資や経済活動への意欲を減少させる効果をもつということを指摘している。これはモルレがその3年前に定率税に関して言及したのと同じ仕方である。実際、コンドルセ自身が1793年の論文の半分を費やして、累進性があまりにきつすぎると活動意欲を奪うという負の効果が生じると警告している。「この種の税は自然そのものによって限界づけられている」(Condorcet 1793: 17)。しかし別のいくつかの論証は明らかに大げさで、たとえば累進性の原理を独特の仕方です式化していたり、非常に過酷で実際にはありそうもない限界的税率を選んだりしないと当てはまらないようになっている。この点はJ.B.セーによって強調されている。

テルミドール事件の後で言えば、累進課税の考え方はオラス・セー、ジャン＝バティスト・セー兄弟からの支持も受けることとなった。この問題についてのジャン＝バティスト・セーの主張は彼の『政治経済学概論』初版(Say 1803)においてははっきりしないが、その3年前に書かれた彼のユートピア的著作『オルビー』の補遺―「ノートG」―を見ると系統立てて書かれている(Say, 1800: 228)。そこでは彼は2点を強調している。第1点目は、累進課税は経済活動への意欲を激しく削ぐし、ある種の等比数列を選ぶ場合についてのみ言えば〔最大で〕全財産の接収ともなるということである。〔しかし、〕別の数列を選べば、まったく違う帰結になるであろう。第2点目は、累進性が正義と合致することを主張するものである。興味深い論証方法が採られている。この論証によると、特別な収入を稼ぐのは難しく骨が折れるが、財産があればあるほど追加所得を得るのは容易くなる。従って、貧乏人からよりも金持ちから比例的に徴税するのが正当である、ということになる―ただしもちろん、累進性が度を越さないものである場合には、である。セーは次のように書いている。

適度な累進税は……以下の理由で公正である。文明のある状態のもとでは、所得が低い場合には所得の増大がそのぶん難しくなる。よく言われるように、最初に100クラウン手に入れるほうが最後の10万フランを手に入れるより難しいのである。すなわち、財産が一定額に達してからは、稼ぎの簡単さは1対333の割合で増加する。私は断じて、課税における累進性がこの割合で増大すべきだと助言しているわけではないが、格言が正しいならば、この割合はやはり公正に適うであろう (ibid.)。

この主張を理解するには、もちろんわれわれは均等絶対犠牲の原理に再び立ち返らなくてはいけない―セーは『概論』第一版において応益原則を提案しているようにも見えるにせよ、である。そしてわれわれは1800年におけるセーの考え方を彼の兄オラス・セーの考え方と連関させなければならない。この兄弟はたいへん親しかった。ジャン＝バティスト・セーと同様、オラス・セーも『哲学旬報(*La Décade philosophique, littéraire et artistique*)』というイデオログ派の雑誌に寄稿していた。1796年5月には、当時新しい議会である五百人会〔総裁政府期に設置された立法府のひとつ〕で課税について討論が行われていたのに呼応して、「課税について」という題の論説を発表している(Say 1796)⁴²⁾。この論説では、適度な累進税率の採用が望ましいとされ、単なる比例的所得税は不正であると強調されている。その理由は、税率が一定であれば所得額が大きいときより小さいときのほうが「はるかに苦痛である」からである

42) 論説には署名がないが、オラス・セーによるものとされている(Kitchin 1966)。

(Say 1796: 315)。彼は公正な課税のために以下に述べるようなルールを述べているが (ibid.), それは均等絶対犠牲の原理に他ならない。「さまざまな階級に均等に不都合を生じさせるような仕方、均等に苦しい〔所得の〕減少を招くような仕方、課税が配分されなければならない」。

所得に関しては限界所得効用の弾力性が1より大きいとも考えられている⁴³⁾。

第9節 結論

以上によって、フランス感覚論学派経済学者たちの研究方法が公共経済学にとっていかに特異であり革新的であったかを示せたのではないかと思う。よく言われる言い方を使えば、理論的に重要な多くの点において彼らの見解は公共経済学の発展に「はるかに先んじていた」。公共財の定義にせよ、正負の外部性にせよ、課税—累進課税を含む—の理論にせよ、歳入出の適正額の確定にせよ、彼らの分析の多くはまったく新しい可能性を秘めていた。そのうえさらに興味深いことに、分析のどの段階をとっても彼らの論証は倫理的かつ政治的な根拠にしっかり結びついている。すなわち、正義と公正が効率と相容れるような、自由貿易に基づく社会のための民主的な政治組織というヴィジョンがそこに描かれているのである。

最後に、以上の観点をもとにして歳出—および課税—の自然的な進化について考えてみたい。なんらかの有意な趨勢を見て取ることができるであろうか。モルレは政治体制とはいったい何であるのかを考えるにあたってここでも経済分析と政治的考察を結び合わせ、1790年に国民議会の租税委員会で陳述した文書においてこの問題を検討した。国富の増大に応じて歳出も増大するにちがいないというのは本当だろうか、と彼は問いかけている。彼の答えは否である。国富の規模が増えるに従って歳出の相対的比重は減るべきであるから、と言うのである。これはある種ヴァーグナーの法則に対する事前の反論になっている。実際には、概略どんな趨勢になるかということは、その国の政体のいかんによっても変わってくる。歳出の負担を削減させる法律が有効なのは、公共の必要や歳出の範囲がきちんと限定されている民主政体の国家においてだけなのである。歳出の負担が増大しうるといっても、専制政府においてそうだとするにすぎない。「国民が豊かになるにつれて政府がますます出費を増やそうとするなどというのは、濫用を正すことのできる力を政体が備えていないような国民の不幸なのである。無謀な行動や無意味な戦争、国内における華美やあらゆる種類の濫費のせいで、増大した国富が濫費される」(Morellet, 1790: 105)。とはいえこんな濫用は自由国民のもとでは根絶され、歳出は厳密に必要なものだけに限定される。課税は必要である。しかし「本当の意味で公共の必要」のために必要なものであり、「本当に公共的ないし国民的な支出」すなわち「公衆と国民のために実行され、彼らの利益のためにすべてが充当される」ような支出のために必要なのである (ibid.: 106)。この「本当に公共的ないし国民的な支出」は、富が増大するにつれて同じように増大するものではない。「それどころか、一少なくとも社会が一定期間持続した後では—支出は減少する。

43) 「とはいえ、安楽しか作りださない収入に対する課税のほうが余剰を作りだす収入に対する比例的な課税よりもはるかに苦痛であるということは明らかである。1200フランしかもっていない人から100フランを取り上げてみよう。すると彼は食事から一皿を減らさざるをえないであろう。12万フランの地代を得ている人から1万フランを奪うとしよう。それでもその人は11万フランをもっているから、せいぜい執事の監督をもっとしっかり行うようになるだけだろう」(Horace Say 1796: 315)。

理由は簡単で、この分野ですで行われたことが多ければ多いほど、これからしなければならないことは少なくなるからである」(ibid.)。モルレが思い描いていた支出とは、インフラストラクチュアやもっと一般にはあらゆる種類の不可分割性をもつ施設(indivisibilities)への投資である。「ある国に道水路、橋、港、公共建築物があるとき、その国民はこれらの必要物をすでに与えられているために、こうした必要物を増やさなくてももっと裕福になりうる。そして財産が増すに応じてこれらの必要物が増えるというわけではないことは少なくとも確かである」(ibid.: 107)。

これが「ハンガリーよりオランダ、アメリカよりイングランドのほうが歳出すべき額が確実に少ない」(ibid.)理由なのである。

文献

- Baker, K.M. (1975). *Condorcet: From Natural Philosophy to Social Mathematics*. Chicago: Chicago University Press.
- Béraud, A. and Faccarello, G. (eds) (1992). *Nouvelle histoire de la pensée économique*, vol. 1: *Des scolastiques aux classiques*. Paris: La Découverte.
- Bernoulli, D. (1738). Specimen Theoriae Novae de Mensura Sortis, *Comentarii Acadeiniae Scientiarum Imperialis Petropolitanae*, V. (Exposition of a New Theory on the Measurement of Risk). *Econometrica*, 1954, 22(1): 23-36.
- Charles, L. and Steiner, P. (1999). Entre Montesquieu et Rousseau. La Physiocratie parmi les origines intellectuelles de la Révolution française. *Etudes Jean-Jacques Rousseau*, 11: 83-159.
- Cohen Stuart, A.J. (1889). *Bjdrage tot de theorie der progressieve inkomstenbelasting*, The Hague; partial translation: On progressive taxation. In R.A. Musgrave and A. Peacock (eds), *Classics in the Theory of Public Finance*. London: Macmillan [1958], pp. 48-71.
- Conchon, A. (2002). *Le péage en France au XVII^e siècle. Les privilèges à l'épreuve de la réforme*. Paris: Comité pour l'histoire économique et financière de la France.
- Condorcet, M.-J.-A.-N. Caritat de (1785). *Essai sur l'application de l'analyse à la probabilité des décisions rendues à la pluralité des voix*. Paris: Imprimerie royale.
- (1785-6). Notes sur la thèse de Nicolas Bernoulli. In Condorcet (1994: 574-88).
- (1786). *Vie de M. Turgot*. In Condorcet (1847-9, V: 1-233).
- (1788a). *Lettres d'un bourgeois de New Haven à un citoyen de Virginie, sur l'inutilité de partager le pouvoir législatif entre plusieurs corps*. In Condorcet (1986: 203-72). (*Letters from a Freeman of New Haven to a Citizen of Virginia on the Futility of Dividing the Legislative Power among Several Bodies*). In McLean and Hewitt (1994: 292-334).
- (1788b). *Essai sur la constitution et les fonctions des assemblées provinciales*. In Condorcet (1847-9, VIII: 115-659).
- (1790a). *Mémoires sur la fixation de l'impôt: Premier mémoire*. In Condorcet (1847-9, XI: 407-35).
- (1790b). *Mémoires sur la fixation de l'impôt: Deuxième mémoire*. In Condorcet (1847-9, XI: 436-70).

- (1790c). Sur l'impôt personnel. In Condorcet (1847-9, XI: 473-83).
- (1791). Cinq mémoires sur l'instruction publique. *Bibliothèque de l'homme public*, II(1): 3-80, II(2): 3-128, II(3): 3-74, II(9): 3-48, 49-83. In Condorcet (1989, I: 33-241).
- (1792). *Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique*. Paris: Convention nationale. In Condorcet (1989, II: 81-196).
- (1793). Sur l'impôt progressif. *Journal d'Instruction sociale*, no. 1, 1^{er} juin, 11-24, as in Condorcet (1847-9, XII: 625-36).
- (1795). *Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*. Paris: Agasse, an III: new ed., *Prospectus d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*. In Condorcet (2004: 227-459).
- (1847-9). *Œuvres*. A. Condorcet-O'Connor and M.-F. Arago (eds), 12 volumes. Paris: Firmin Didot.
- (1986). Sur les élections. Paris: Fayard.
- (1989). *Ecrits sur l'instruction publique*, C. Coutel and C. Kintzler (eds), 2 volumes. Paris: Edilig.
- (1994). *Arithmétique politique. Textes rares ou inédits, 1767-1789*, edited with comments by B. Bru and P. Crépel. Paris: INED.
- (2004). *Tableau historique des progrès de l'esprit humain. Projets, Esquisse, Fragments et Notes (1772-94)*. Paris: INED.
- Coyer, G.-F. (1779). *Nouvelles Observations sur l'Angleterre, par un voyageur*. Paris: Duchesne.
- Creedy, J. (1984). Public finance. In J. Creedy and D.P. O'Brien (eds), *Economic Analysis in Historical Perspective*. London: Butterworths, pp. 84-116.
- Edgeworth, F.Y. (1897). The Pure Theory of Taxation (III). *The Economic Journal*, December: 550-71.
- Estlund, D.M., Waldron, J., Grofman, B. and Feld, S.L. (1989). Democratic theory and the public interest: Condorcet and Rousseau revisited. *American Political Science Review*, 83(4): 1317-40.
- Faccarello, G. (1986). *Aux origines de l'économie politique libérale: Pierre de Boisguilbert*. Paris: Anthropos. Revised ed.: *The Foundations of Laissez-faire. The Economics of Pierre de Boisguilbert*. London: Routledge [1999].
- (1989). L'évolution de la pensée économique pendant la Révolution: Alexandre Vandermonde on la croisée des chemins. In *Französische Revolution und Politische Okonomie*. Trier: Karl-Marx-Haus, pp. 75-121.
- (1991). Le legs de Turgot: aspects de l'économie politique sensualiste de Condorcet à Rœderer. In G. Faccarello and P. Steiner (1991: 67-107).
- (1992). Turgot et l'économie politique sensualiste. In Béraud and Faccarello (1992: 254-88).
- (1993). Du Conservatoire à l'École normale: quelques notes sur A.T. Vandermonde (1735-96). *Cahiers d'histoire du CNAM*, no. 2/3, Paris: Conservatoire national des arts et métiers, pp. 17-57.

- (1998). Galiani, Necker and Turgot: a debate on economic reforms and policies in eighteenth century France. In G. Faccarello (ed.), *Studies in the History of French Political Economy: From Bodin to Walras*. London: Routledge, pp. 120-95.
- (2005). J.-J.-L. Graslin: une logique de l'échange. Paper presented to *Colloque Graslin*, University of Nantes, 30 June 2005.
- Faccarello, G. and Steiner, P. (eds) (1991). *La pensée économique pendant la Révolution française*. Grenoble: Presses universitaires de Grenoble.
- Fer de la Nouerre, N. de (1786). *De la possibilité de faciliter l'établissement général de la navigation intérieure du royaume, de supprimer les corvées, et d'introduire dans les travaux publics l'économie que l'on désire. La science des canaux navigables ou théorie générale de leur construction*. Paris: Chez L'auteur.
- Granger, G.G. (1956). *La mathématique sociale du marquis de Condorcet*. Paris: Presses Universitaires de France.
- Graslin, J.-J.-L. (1767). *Essai analytique sur la richesse et sur l'impôt*. Paris: Geuthner [1911].
- Grofman, B. and Feld, S.L. (1988). Rousseau's general will: a Condorcetian perspective. *American Political Science Review*, 82(2): 567-76.
- Jaucourt, L. de (1765). Impôt. In D. Diderot and J. Le Rond D'Alembert (eds), *Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, vol. VIII. Neufchâtel: Faulche, pp. 601-4.
- Jollivet, J.-B.-M. (1793). *De l'impôt progressif et du morcellement des patrimoines*. Paris: Dupont.
- Kitchin, J. (1966). *Un journal 'philosophique' La Décade (1794-1807)*. Paris: Lettres Modernes.
- McLean, I. and Hewitt, F. (1994). Introduction. In I. McLean and F. Hewitt (eds), *Condorcet, Foundations of Social Choice and Political Theory*. Aldershot: Edward Elgar, pp. 1-90.
- Marion, M. (1914-25). *Histoire financière de la France depuis 1715*, vol. I: 1715-1789, Paris: Rousseau, 1914; vol. II: 1789-1792, 1919; vol. III: 1792-1799, *La vie et la mort du papier monnaie*, 1921; vol. IV: 1797-1818, *La fin de la Révolution, le Consulat et l'Empire, la libération du territoire*, 1925.
- Montesquieu, Charles-Louis de Secondat de (1748). *De l'esprit des lois*. Paris: Garnier.
- Morellet, A. (1790). Mémoire lu au Comité des contributions publiques, par M. l'abbé Morellet, février 1790. *Mémoires d'économie publique, de morale et de politique*, an 8 (1800), 11(2): 100-19.
- Musgrave, R.A. (1959). *A Theory of Public Finance. A Study in Public Economy*. New York: McGraw Hill.
- (1985). A brief history of fiscal doctrine. In A.J. Auerbach and M. Feldstein (eds), *Handbook of Public Economics*, vol. I. Amsterdam: Elsevier, pp. 1-59.
- Orain, A. (2003). Decline and progress: the economic agent in Condillac's theory of history. *European Journal of the History of Economic Thought*, 10(3): 379-407.

- Pigou, A.C. (1928). *A Study in Public Finance*, 3rd ed. [1947]. London: Macmillan.
- Rashed, R. (1974). *Condorcet. Mathématique et société*. Paris: Hermann.
- Rœderer, P.-L. (1782). *Idées sur un traité de finance*. In Rœderer (1853-9, VII, 430-7).
- (1791a). Discours sur la prohibition de la culture du tabac et le privilège exclusif de la fabrication et du débit, Assemblée nationale, 12 February 1791. In Rœderer (1853-9, VI, 514-24).
- (1791b). *Système général des finances de France, adopté par l'Assemblée nationale constituante, exposé, mis en ordre et discuté par Rœderer: Prospectus*, 4 November 1791. In Rœderer (1853-9, VI, 1-5).
- (1791c). Théorie des contributions foncière et mobilière établies par l'Assemblée constituante en 1791. *Mémoires d'économie publique, de morale et de politique*, an 8 (1800), 11(3): 179-94.
- (1793). Contre l'impôt progressif: Rœderer à J.-P. Rabaut. *Journal de Paris*, 23 January. In Rœderer (1853-9, V, 556-7).
- (1796). Introduction au premier numéro du *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, 1(1), 10 fructidor an 4 (27 August 1796): 1-16. In Rœderer (1853-9, VI: 158-63).
- (1797b). Des dépenses des villes. *Journal de Paris*, 16 messidor an 5 (4 July 1797). In Rœderer (1853-9, V: 567-8).
- (1797c). Rapport concernant les mémoires adressés à la seconde classe de l'Institut national, sur la question d'économie politique proposée pour la précédente année; et développements sur cette question. *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, no. 32, 20 messidor an 5 (8 July 1797): 214-9.
- (1853-9). *Oeuvres du comte P.L. Rœderer [...], publiées par son fils le baron A.M. Rœderer*. 8 volumes. Paris: Firmin Didot.
- Rousseau, J.-J. (1755). Economie politique. In D. Diderot J. Le Rond D'Alembert (eds), *Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*. vol. V. As in Rousseau, *Œuvres complètes*, vol. III: *Du Contrat social. Écrits politiques* Paris: Gallimard, pp. 241-78. English translation in *The Social Contract and other later Political Writings* V. Gourevitch (ed.). Cambridge: Cambridge University Press [1997].
- Say, H. (1796). Sur les impositions. *La Décade philosophique, littéraire et politique*, no. 74, 20 floréal an IV (9 May 1796): 314-6.
- Say, J.-B. (1800). *Olbie ou essai sur les moyens de réformer les mœurs d'une nation*. Paris: Déterville. In J.-B. Say, *Œuvres complètes, V: Œuvres morales et politiques*. Paris: Economica, pp. 183-236.
- (1803). *Traité d'économie politique ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent, et se consomment les richesses*. Paris: Déterville.
- Seligman, E.R.A. (1894). *Progressive Taxation in Theory and Practice*. Publications of the American Economic Association, 9(1-2); 2d ed.: 1908. *American Economic Association Quarterly*, 3rd Series, 9(4).
- Stourm, R. (1895). *Bibliographie historique des finances de la France au dix-huitième siècle*.

- Paris: Guillaumin.
- Turgot, A.-R.-J. (1753-4a). Plan d'un ouvrage sur le commerce, la circulation et l'intérêt de l'argent, la richesse des Etats. In Turgot (1913-23, I: 376-87).
- (1753-4b). Sur la géographie politique. In Turgot (1913-23, I: 436-41).
- (1757). Fondation. In Turgot (1913-23, I: 584-93).
- (1759). Eloge de Vincent de Gournay. In Turgot (1913-23, I: 595-622).
- (1762). Sur un projet d'association d'assistance mutuelle. In Turgot (1913-23, II: 234-5).
- (1763). Plan d'un mémoire sur les impositions. In Turgot (1913-23, II: 293-308).
- (1775). *Mémoire sur les municipalités*. In Turgot (1913-23, V: 574-621).
- (1776a). *Mémoire au Roi sur les projets d'édits*. In Turgot (1913-23, V: 148-62).
- (1776b). La corvée des chemins. Observations du Garde des sceaux, Miromesnil, et réponses de Turgot. In Turgot (1913-23, V: 163-200).
- (1776c). Edit du Roi, par lequel Sa Majesté supprime des corvées, et ordonne la confection des grandes routes à prix d'argent. In Turgot (1913-23, V: 200-13).
- (1777). *Mémoire pour Franklin*. In Turgot (1913-23, V: 510-6).
- (1913-23). *Œuvres de Turgot et documents le concernant, avec biographie et notes par Gustave Schelle*, 5 volumes. Paris: Felix Alcan.
- Vignes, J.-B.-M. (1909). *Histoire des doctrines sur l'impôt en France. Les origines et les destinées de la Dixme Royale de Vauvan*. Paris: Giard et Brière. New ed.: *Histoire des doctrines sur l'impôt en France. Les causes de la Revolution française considérées par rapport aux principes de l'imposition*. Padova: CEDAM [1961].
- Vignon, E.-J.-M. (1862). *Etudes historiques sur l'administration des voies publiques en France aux dix-septième et dix-huitième siècles*, vol. 3. Paris: Dunod.
- Young, H.P. (1988). Condorcet's theory of voting. *American Political Science Review*, 82(4): 1231-44.
- (1997). *Group choice and individual judgments*. In D.C. Mueller (ed.), *Perspectives on Public Choice*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 181-200.

摘要

本論文は、テュルゴとコンドルセから若き日のジャン＝バティスト・セーに至るフランスの感覚論学派政治経済学者たちが公共経済学分野で展開したいくつかの観念を検討するものである。彼らの考え方を理念的に説明する際に基礎的な事実としたのは、歳出と歳入にかかわる諸論点がそれぞれ独立に扱われていないということである。むしろ予算の両側面が深く連関していることが強調され、人間の権利と公正についての政治的考察をもとにひとつのアプローチが生み出されているのである。彼らは以上をもとにして、公共財—国レベルのものでも地域レベルのものでもある—と外部性にもとづく歳出の理論を展開している。そしてまた、累進課税の正当化に結実することになる課税の理論もこの点から導出されたものである。本論文の中心をなす節はある種分析の軸をなす部分であるが、彼らの理論にとって上記のような政治的倫理的条件が必要とされたゆえに、歳入出の適正額が最初に評価されることになる—これには限界における均衡というものも必要である—ということを示す。